

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年6月26日
【事業年度】	第22期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
【会社名】	株式会社ピーバンドットコム
【英訳名】	p-ban.com Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 康進
【本店の所在の場所】	東京都千代田区五番町14番地 五番町光ビル4F
【電話番号】	03-3261-3431（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 CFO 湯澤 正作
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区五番町14番地 五番町光ビル4F
【電話番号】	03-3265-0343
【事務連絡者氏名】	執行役員 CFO 湯澤 正作
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (千円)	2,133,338	1,989,282	1,932,744	2,015,003	2,015,779
経常利益 (千円)	232,023	209,594	199,020	182,087	132,495
当期純利益 (千円)	111,859	142,716	137,363	92,902	93,275
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	160,756	172,918	178,772	178,772	181,367
発行済株式総数 (株)	4,500,406	4,787,206	4,925,206	4,925,206	4,986,406
純資産額 (千円)	1,126,495	1,182,947	1,300,924	1,231,208	1,299,381
総資産額 (千円)	1,444,632	1,527,536	1,608,084	1,526,747	1,609,753
1株当たり純資産額 (円)	250.23	251.91	268.68	267.46	277.66
1株当たり配当額 (円)	5.00	8.00	8.00	8.00	8.00
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	24.98	31.89	28.97	19.52	20.00
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	22.65	29.20	28.07	19.26	19.92
自己資本比率 (%)	78.0	77.4	80.9	80.6	80.7
自己資本利益率 (%)	10.4	12.4	11.1	7.3	7.4
株価収益率 (倍)	30.2	26.0	19.5	29.3	19.1
配当性向 (%)	20.0	25.1	27.6	41.0	40.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	227,008	137,035	228,573	104,938	148,812
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	14,777	23,041	57,064	37,612	92,503
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	41,323	94,135	26,039	168,563	31,570
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	987,707	1,007,566	1,153,042	1,051,809	1,076,557
従業員数 (人)	24	28	28	29	35
(外、平均臨時雇用者数)	(6)	(5)	(5)	(3)	(4)
株主総利回り (%)	113.6	125.7	87.7	89.8	62.6
(比較指標：TOPIX)	(88.2)	(122.8)	(122.3)	(125.9)	(173.9)
最高株価 (円)	1,743	1,284	878	593	571
	(1,465)				
最低株価 (円)	647	686	476	493	350
	(1,065)				

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 当社は、2019年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
5. 当社は、2019年12月27日をもって東京証券取引所マザーズから東京証券取引所市場第一部へ市場変更いたしました。また、東京証券取引所の市場区分の見直しにより、2022年4月4日から東京証券取引所プライム市場に移行しており、2023年10月20日以降は東京証券取引所スタンダード市場に移行しております。従いまして、株主総利回りの算定に使用した当社株価は、市場変更以前は同取引所マザーズにおけるものであり、市場変更以降は同取引所市場第一部、市場区分見直し以降は同取引所プライム市場におけるものであり、2023年10月20日以降はスタンダード市場におけるものであります。
6. 最高株価及び最低株価は、2019年12月26日までは東京証券取引所マザーズ、2019年12月27日より2022年4月3日までは東京証券取引所市場第一部、2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場、2023年10月20日よりスタンダード市場におけるものであります。
7. 当社は、2019年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第18期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。
8. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第20期の期首から適用しており、第20期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

年月	概要
2002年4月	東京都新宿区矢来町において株式会社インフローを創業。田坂正樹が代表取締役に就任
2002年10月	東商ベンチャーネットビジネスモデル認定
2003年4月	プリント基板ネット通販サイト「P板.com(ピーバンドットコム)」本販売開始
2004年4月	無料パターン設計CAD「CADLUS X」ダウンロード開始
2004年10月	本社を東京都新宿区二十騎町に移転
2004年11月	設計サービス開始
2005年12月	実装サービス開始
2006年5月	本社を東京都新宿区市谷田町に移転
2009年10月	電子工作コンテスト初回開催(～2012年まで毎年開催)
2009年12月	ISO9001認証取得
2010年3月	本社を東京都千代田区五番町14番地 国際中正会館に移転
2012年6月	商号を株式会社ピーバンドットコムに変更
2013年7月	電子工作コンテスト後継イベント『GUGEN(ぐげん)』開催(年次開催)
2014年10月	筐体・パーツ製造サービス開始
2016年5月	ハーネス加工サービス開始
2016年5月	プリント基板関連の技術啓蒙サイト「@ele(アットマーク・エレ)」開設
2017年3月	東京証券取引所市場マザーズに株式を上場
2018年6月	監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行
2019年5月	本社を東京都千代田区五番町14番地 五番町光ビルに移転
2019年12月	東京証券取引所市場第一部へ市場変更
2020年1月	電子機器受託製造サービス「P板.com EMS」開始
2022年4月	市場区分見直しにより、東京証券取引所市場第一部からプライム市場へ移行
2022年11月	ISO27001認証取得
2023年6月	後藤康進が代表取締役社長に就任
2023年8月	開発・量産支援サービス「S-GOK」始動
2023年10月	東京証券取引所スタンダード市場へ移行

3【事業の内容】

当社は、「アイデアと探究心で、“あたりまえ”を革新する。」というパーパスの下、プリント基板のEコマース「P板.com（ピーバンドットコム）」の運営を中心に事業を行っております。

プリント基板は、自動車、テレビ、スマートフォン、医療機器など、あらゆる“電子機器”に使われる基幹部品です。既存のエレクトロニクス産業の需要に加え、近年では、経済発展と社会的課題の解決の両立を目指す「Society5.0」においても多様なデバイスの開発・利用の促進がされており、今後益々プリント基板の需要は拡大していくものと思われま

す。プリント基板の調達に必要な、基板設計・製造・部品実装の基幹サービスに加えて、電子機器などを収めるケース（筐体：きょうたい）の製造、基板と基板をつなぐハーネス部品の加工など、周辺サービスの充実を図っております。

国内でいち早くサービスを開始したこれまでの実績に加え、ニーズに合わせたサービス領域の拡充とお客様に寄り添ったサポートによりサービスの信頼性が向上したことなどで、プリント基板の設計・製造・部品実装を一括で利用するワンストップ・ソリューション（ ）の利用頻度が高まり、注文単価の増加に繋がっております。

近年では、量産の対応や、電子機器製造を一括で受託製造するEMSまでサービス領域を広げ、開発・量産支援サービス「S-GOK（スゴック）」を開始し、IoT関連製品を中心に受注を伸ばしております。

現段階では「P板.com」が収益の柱となっておりますが、「P板.com」で蓄積した顧客基盤による信頼性を活かしながら、ものづくりに必要なリソース「ヒト、モノ、カネ、時間、情報」を満たすためのピーバン・オムニチャネルの構築を目指し、持続的な事業成長に繋げてまいります。



ものづくりの”足りない”を満たす、ピーバン・オムニチャネルの構築

なお、当社はプリント基板のEコマース事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。当社の展開する事業概要は以下のとおりになります。

ワンストップ・ソリューション：必要になる作業を一度の手続きで全て完了することが出来るサービスを意味します。当社のサービスは、プリント基板の設計、製造、部品実装までウェブ上で簡単に一括して注文手続きを行うことができます。

(1) 事業の概要

プリント基板のEコマース「P板.com」

当社は、プリント基板のEコマースである「P板.com」の運営を行っております。

「P板.com」では、顧客が当社Webサイト上で選択した基板の仕様に合わせ、国内又は海外の提携仕入先の中から最適な価格・納期・品質で製造できる工場を自動選定し、4つの納期のコースに合わせた見積金額を提示します。顧客は提示された見積・納期の中から選択し、設計図をアップロードするだけでプリント基板を手軽に注文することができます。当社では、顧客から提示された基板の設計図をカスタマーサポート部にて確認した後、ただちに、提携仕入先へ自社システム上より発注を行う仕組みとなっております。工場では、通常2、3日以内に製造が完了し、顧客の手元に届けられます。

事業のサービス別分類は、下記のとおりであります。

サービス分類	説明
設計	顧客から支給される「電気信号の流れを表した回路図」に基づき、基板を製造するためのデータを、CADソフトによって設計します。
製造	顧客から支給される基板製造用データ又は当社の設計サービスにより設計した基板製造用データに基づき、基板を製造します。事業の主力部分です。
実装	製造した基板に、電子部品を配置し、はんだで接続します。電子部品を当社側で調達を行うオプションの利用が増加しております。
その他	基板へ電子部品を実装する際に必要となる専用治具「メタルマスク」の製造、筐体の製造、部品実装済み基板や外部装置などを接続する電線（ハーネス）を加工するサービス等があります。

開発・量産支援サービス「S-GOK（スゴック）」

当社では、創業時から培ったハードウェア設計、基板製造、部品実装、筐体設計、組立などのサービスをトータルで提供する、開発・量産支援サービス「S-GOK（スゴック）」を行っております。

事業プランのコンサルティングをはじめ、ハードウェア開発支援、量産化支援、WEBやスマホアプリのソフトウェア開発まで、総合的にサポートをいたします。活動の中で、顧客側での製品をアイデア段階から具体的な要件定義に落としていく準備作業にフォローが必要で、多くの需要があることが分かりました。今後は、受託開発と並行しコンサルティングとしてのサービスを立ち上げ、より広範なサポートを行います。

当社が提供するEMSは、主にIoT関連の製品を開発するお客様にご利用いただいております。数千台～数万台程度の小ロット規模の取り扱いが多いです。当社の他にもEMSを提供するメーカーはありますが、多くは数十万台以上をターゲットとしており、小ロット規模の製造の受け入れ先として当社がサービス提供を行い、差別化を図っております。



エンジニアに向けた技術情報サイト「@ele」の運営

プリント基板を扱う技術者のすそ野を広げるためのインフラ整備にも力を注いでおります。IoTの広がりに伴い、IT・エレクトロニクス業界のみならず、異業種からの電子機器の開発需要が増加する中、エンジニアに向けた技術情報サイト「@ele（アットマーク・エレ）」をリリースし、主に若手エンジニアの育成の後押しを行っております。プリント基板に関する専門情報を配信することで、当社への技術的信頼度を向上させるとともに、当社サービスの広報活動も並行して行い、ユーザーの獲得、当社サービスの利用拡大へと繋げております。

エンジニアの登竜門「GUGENコンテスト」の運営

電子機器産業の持続的な発展のためには、電気・電子エンジニアの人口拡大が不可欠と考えております。そのために、当社は2009年よりエンジニアにスポットを当てる「電子工作コンテスト」を開催し、自身が作成した電子工作の作品を、一般客やメディアに披露できる場を提供してまいりました。以降、毎年開催しており、2013年に「GUGEN（ぐげん）」に名称を変更し、「社会における課題を解決するデバイス」と審査基準を改め、世の中に必要とされる作品の開発を業界のエンジニアに促した結果、今までの累計で1,700作品を超える作品が誕生しております。審査員やスポンサーは業界の著名人やスタートアップ（急成長を目指す新規の立ち上げ企業）への支援企業の方等を中心に招聘し、いまではエンジニアの登竜門の場として定着しました。当社のこのような活動は、2023年の開催で15年目となり、「P板.com」の広報としての要素も兼ねた活動となっております。

(2) プリント基板のEコマース「P板.com」の特徴

試作開発に特化した新しい料金体系の提示

新製品の開発には試作（プロトタイプの作成）が必要不可欠ですが、それに要するプリント基板の作製には高額なイニシャル費用（初期費用）が発生します。試作は1回だけでなく、2回3回と繰り返しながら製品に磨きを掛けるのが一般的であり、その都度イニシャル費用が発生することは、限られた開発コストを圧迫することになり、エンジニアの悩みの一つでした。

そこで当社は、「異種面付工法」（ ）により、イニシャル費用を大幅に効率化した上で、基板製造費用に全てを含めた料金体系を提示し、当時の一般的なプリント基板製造の相場から大幅に安く提供を行うことで、実績を拡大してまいりました。

異種面付工法：定格サイズ（4～5m四方）の材料で種類の基板のみを製造する従来の方法に対し、複数種類の基板を共に製造する工法。材料を余すこと無く使用でき、試作等で少量の基板が必要な場合に有用。

効率的な受発注管理の仕組み化

当社のプリント基板のEコマース事業では、受発注管理を効率化し、顧客から注文を受けて製造・仕入・出荷まで、すべて自社システム内で完結させることで迅速な対応を実現しております。電子機器の根幹を支える「プリント基板」は一点ごとに意匠の異なるオーダーメイド製品ですが、基板を構成する部品は規格化されたものであることから、当社では基板仕様を汎用標準化して顧客が希望するプリント基板をインターネット上で直販する仕組みを構築し、仕入・発送まで大幅にスピードアップして、商品を迅速にエンドユーザーにお届けしております。商品の仕入・販売に関しては、店舗・営業所を保有せず、顧客からの受注機能、仕入商品の発注機能、商品の入出荷管理機能及び電話による顧客サポート機能を本社に集約しており、受発注管理のほぼ全てを自社システム内で完結し、効率化しております。

利便性の高い見積・注文システムの構築

スピード感を重視し製品の開発・研究を営む企業において、購買に時間をかけることなく商品を仕入れることは重要視されます。オーダーメイド品であるプリント基板は、製造を依頼するプロセスに基板製造業者との対面でのやりとりが不可欠であったため、見積取得や価格交渉に時間を割く必要がありました。当社は、その課題を解決するために、インターネット環境があれば、いつでもどこでも瞬時に見積が取得出来る「1-Click見積」システムを当社WEBサイト上に設置し、電気・電子エンジニアが製品開発時に感じる見積取得の煩わしさを解消いたしました。

広範に渡る顧客層

Eコマースを利用した販売形態を採用することにより、従来の対面販売型と比べ基板発注の敷居が下がり、顧客層を広げることができました。その結果、大学・高専／研究機関など公的機関、国内大手セットメーカーやそれを支える電子部品の中堅・中小企業などの法人、さらに個人事業主に至るまで試作開発案件を取り込み、累計取引者数は2万8千社を超え、幅広い顧客層から支持を得ております。品質への要求に対しては、ISO9001：2015規格の認証を取得し、よりよい製品やサービスの提供にコミットしております。また「納期遵守の徹底」により10年連続納期遵守率99%超え達成したこと等により当社への信頼度が向上し、大手企業・中堅企業との取引が拡大しております。

ファブレスによる優良な仕入先との関係構築

当社は、自社工場を持たない、いわゆるファブレスでの運営を行っております。仕入先については、一社に依存することなく、国内外の複数の仕入先と提携することで、安定した製品の供給と、顧客の要求に沿った、より競争力のある商品を提供しております。

仕入先とは、信頼と実績に基づき、低価格で高品質の商品を納期通りに提供して頂けるように長期にわたり安定した取引関係を築くことを基本としています。当社では、プリント基板の市場価格や需要の変動、求められる品質基準の向上、納期の短縮化を常に意識し、改善を心掛けており、当社の培ったノウハウを仕入先にも共有し、より競争力ある商品を提供いただくことも当社の役割と心得ております。

取扱う商材の拡大

プリント基板の中でも、取扱いやすさから様々な製品に採用されているリジッド基板（ 1 ）を主軸として、フレキシブル基板（ 2 ）、アルミ基板（ 3 ）、リジッド・フレキシブル基板（ 4 ）などの商材を取り扱っております。近年では、LED照明等に使われるアルミ基板、EV・ロボットなど大電流制御の用途で使われる厚銅基板（ 5 ）の需要拡大に合わせ、充実を図っております。また、プリント基板の周辺商材として、メタルマスク、筐体、ハーネス等の取扱もしております。

- 1 リジッド基板：柔軟性のない硬質な材料をベースとした基板、電化製品に主として使用されている。
- 2 フレキシブル基板：薄く柔軟性のある材料をベースとした基板、ウェアラブル機器やスマートフォン等に使用されている。
- 3 アルミ基板：リジッド基板にアルミ材を合わせ放熱特性を高めた基板、照明機器などによく使用されている。
- 4 リジッド・フレキシブル基板：硬質な材料と薄く柔軟性のある材料とを複合した基板。
- 5 厚銅基板：基板上の銅箔部分が厚く大電流を流せる基板。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2024年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
35 (4)	38.5	6.5	5,496

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、プリント基板のEコマース事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

現在、当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものです。

(1) 経営方針

当社は、「アイデアと探究心で、“あたりまえ”を革新する。」というパーパスの下、プリント基板のEコマース「P板.com（ピーバンドットコム）」の運営を中心に事業を行っております。企業パーパスを実現するために、以下の行動規範、行動指針を掲げております。

- ・企業パーパス（Purpose）
「アイデアと探究心で、“あたりまえ”を革新する。」
- ・行動規範（Code of Conduct）
「ワクワクするチャレンジを選ぶ。」
- ・5つの行動指針（Credo）
「アイデア、どんどん発信しよう！」
積極的に提案をして、よりよい会社にしていこう
「たゆまぬ探究心で、形にしよう！」
諦めず、粘り強く物事の本質を見極めよう
「学び続け、成長し続け！」
継続的な学習で、自己を豊かにしよう
「失敗はステップ、恐れず飛び込もう！」
失敗を恐れずチャレンジし、成功への糧にしよう
「ハートフルな話し方、心地よい聴き方！」
気持ちのいいコミュニケーションで、よりよい関係を築こう

(2) 経営戦略

当社が持続的な事業成長を続けていくためには、今後2-3年の短期視点だけでなく、より長期的な世の中の変化をトレンドとして捉えた経営が必要になると考え、2021年12月10日、「長期ビジョンに基づく中期経営計画」を策定し、公表しました（2023年5月12日改訂）。今後予想される産業・技術トレンドの変化、地政学的リスク、サステナビリティ課題など幅広く検討しながら、「ピーバンドットコムが2030年のありたい姿」を明確にしました。2022年度から2030年度の9カ年に渡る計画期間を定め、2030年のありたい姿実現のため事業運営を進めてまいります。

長期ビジョンに基づく中期経営計画の概要は以下となります。

- ・計画期間（中期経営計画全体：2023年3月期～2031年3月期の9年間）
 - 第1次中期経営計画：2023年3月期～2025年3月期
テーマ「飛躍に向けての基盤構築」
 - 第2次中期経営計画：2026年3月期～2028年3月期
テーマ「新たな成長の始動 GUGEN プラットフォーム構築 第2章」
 - 第3次中期経営計画：2029年3月期～2031年3月期
テーマ「変革への挑戦 - GUGENプラットフォームのその先へ」
- ・ピーバンドットコムが2030年にありたい姿
誰でも簡単にアイデアさえあればモノが具現化できるサービス（世界）の提供
- ・第1次中期経営計画の内容
 - 基本方針
既存事業の拡大・強化を主体とする「地に足の着いた」事業戦略
 - 事業展開の戦略
プリント基板EコマースP板.comの拡大、開発・量産支援のテイクオフ、「第3の事業の柱」の探索と種まき

戦略投資と事業提携の加速

人材育成などによる人的資本の強化、知的資本投資による仕組みの強化
思いを共にするパートナーとの事業提携検討

KPIマネジメント

売上成長KPI（売上高、購入客数、単価、事業別シェア、LTV）

収益管理KPI（営業利益率、ROE（ROIC））

品質管理KPI（クレーム発生率、納期遵守率）

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、事業活動の成果を示す売上高、少数精鋭で効率的な事業展開を図る指標として 営業利益率、ROEを重要な経営指標としております。

(4) 経営環境及び財務上の対処すべき課題等

当社を取り巻く環境では、電子部品の調達状況は正常化に向かい、生産活動は回復基調にあると予想しております。引き続き当社の掲げる「長期ビジョンに基づく中期経営計画」を推し進めてまいります。

当社は、2030年に達成する「誰でも簡単にアイデアさえあればモノが具現化できるサービス（世界）の提供」の実現のため、以下の課題に取り組んでまいります。

プリント基板Eコマース事業のシェア拡大

現在の基幹サービスである「P板.com」で獲得を目指す電子回路基板、及び電子回路実装基板の国内生産額は約1兆6千億円で、市場規模を勘案すると、多くの獲得余地があります。

シェア拡大のためには、20年間培ってきた自動化されたWEBシステム等の「仕組み」を強化すること、さらに、「人」による営業力を組み合わせたハイブリッドな顧客対応を行うことで、サービスの利用促進を図ることが重要であると考えます。

また、各種サービス改善を進め、ほぼすべての顧客が利用いただく基板製造サービスを軸に、プリント基板作製の前後工程にあたる基板設計サービス、部品実装サービスを併せてご利用いただき、クロスセルでの収益向上を図ります。

お客様、提携基板メーカーの双方にとってより良いプラットフォームが提供出来るよう引き続き努めてまいります。

開発・量産支援サービスの拡販

事業基盤の拡大のためには、お客様により幅広く当社サービスをご利用いただくことが重要です。電子機器の一括受託生産を行うEMSを含んだ開発・量産支援サービス「S-GOK（スゴック）」を昨年リリースし、受注拡大に向けた営業活動を展開しました。

S-GOK（スゴック）では、電子機器生産の受託だけでなく、ソフトウェア開発や、製品量産化へ向けた部材調達・組立、検査工程など広範囲な層へアプローチを行います。活動の中で、顧客側での製品をアイデア段階から具体的な要件定義に落としていく準備作業にフォローが必要で、多くの需要があることが分かりました。当期は、コンサルティングとしてのサービスを立ち上げ、受託開発と並行して採算性の向上に努めてまいります。

第3の事業の柱の探索と種蒔き

当社はプリント基板Eコマースをコア事業として、売上規模を拡大してまいりました。当社が目指す「誰でも簡単にアイデアさえあればモノが具現化できるサービス（世界）の提供」のためには、より広範な事業展開が必要で、既存事業分野の拡大に加え、新規事業分野の探索活動を両立させる「両利きの経営」での拡大が重要と考えております。

既存サービスの収益で蓄積した内部留保の活用で、外部企業との提携などを通じて、自社の資源のみでは実現に時間を要する事業展開を目指します。

新規事業分野の候補には、企業パーパスの「アイデアと探求心で、“あたりまえ”を革新する。」を念頭におき、長期的な経営環境の変化を見据えて、サステナビリティ課題への対応も考慮に入れながら選定し、企業成長と社会課題解決の同時追求、持続性あるビジネスモデルの構築を進めてまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社では、サステナビリティ推進戦略を迅速に実行するため、2023年3月よりサステナビリティ委員会を設置いたしました。代表取締役社長を委員長とし、全社的なサステナビリティ推進戦略の立案とサステナビリティ関連のリスク及び機会を選出・特定し、その対応策の策定並びにその進捗管理の役割を担うとともに、各事業部門と積極的なコミュニケーションを図りながら、事業とサステナビリティを結びつける取り組みを主導しております。委員会は半年に一度開催され、当社の取締役（社内）、常勤監査等委員、部長職以上の全員が参加しております。また、審議結果は、内容の重要度を鑑み、年一回、取締役会に報告される体制となっております。取締役会は、サステナビリティ委員会の報告に基づき、サステナビリティ課題に関するリスクや機会への対応策やその進捗状況等について指示・監督を行います。

(2) リスク管理

事業を取り巻く様々なリスクの顕在化の未然防止または、最小化のために、「リスク管理規程」に従い、リスク・コンプライアンス委員会を開催し、全社のリスクの状況把握、監視を行うとともに、適切な対策を講じています。

気候変動リスクや人的資本・多様性を含めたサステナビリティ課題についても、他の事業リスクとともに重要課題と認識しております。サステナビリティ委員会では、サステナビリティに関する課題を経済、地政学、技術革新などの関連性も踏まえてそのリスク並びに機会としての重要性を検討し、優先的に対応すべき重要課題を定期的に出選・特定する体制を整えています。全社的な気候変動に関する重要課題を定期的に出選・特定する体制を整えています。また、サステナビリティに関連するリスク及び機会は、サステナビリティ委員会からの指示に基づき、関係各部署から報告される仕組みが確立されています。

サステナビリティ委員会での課題の審議、その対応策は取締役会に報告され、全社的なリスク管理の実施に関する基本計画が策定されます。

重要な経営判断に関するリスクや機会については、必要に応じて外部の専門家の助言を受け、関係部門において分析・検討を行ってまいります。

(3) 戦略

1．気候変動リスクに関連するリスクと機会

当社は、「環境に配慮した循環型社会への貢献」を5つのマテリアリティの一つに掲げており、気候変動問題への対応をその重要な取組課題の一つと考えています。気候変動問題については、短期、中期及び長期の時間軸において、気候変動問題が当社の事業に及ぼす影響や当社の事業活動が気候変動問題に及ぼす影響をリスクと機会の観点から検討を行い、優先度の高い重要なリスクと機会を以下の通り抽出しました。

移行リスク並びに機会としては、既に顕在化している原材料の高騰、さらには中・長期的には、今後想定される炭素税などのカーボンプライシングや環境規制の強化などによる原燃料価格・物流等間接コストの上昇・調達難がリスク要因として想定されます。社会の脱炭素化による行動変容により、それに対応した新製品・サービスの開発需要が高まり、売上を拡大できる可能性などが機会要因になると捉えております。さらに、環境負荷の少ない資材調達に消費者意識が向くことによって、当社が展開するファブレスによるワンストップのEコマースサービスがデファクトスタンダードとなり、新しい市場参入機会も想像されると考えております。

物理的リスク並びに機会としては、台風や洪水などの自然災害の激甚化によるサプライチェーンへの影響は、収益機会の大きな損失につながり、主要なリスク要因になると捉えております。一方で、こうした異常気象による災害を未然に防ぐ、または環境改善などに貢献可能な、監視、計測、ヘルスケア、資源リサイクルといった新たなデバイス製造ニーズの創造につながることも考えられます。

2．人的資本・多様性

当社は、「多様性と人財育成の推進」を5つのマテリアリティの一つに掲げており、人的資本・多様性に関する対応を重要な経営課題として認識しております。その対応の基本となる「人財育成方針」と「社内環境整備方針」は以下の通りです。

人財育成方針

当社は、人財こそが持続的な成長につながる価値を創造する源泉であると捉え、人事制度改革と自律型人財の育成を進めております。こうした求める人財の育成に向けて、当社は、個々の不足スキルに応じて、社内外の研修・セミナーなどを活用しながら育成に努めております。また、事業部内での配置転換を通じて複数の職務を経験することで、多様なスキルを持つ人財になることを推奨しております。

社内環境整備方針

当社は、人財が最大限その能力と働く意欲を發揮するためには、社員が業務に取り組む社内環境を整備することが非常に重要であると考えています。具体的には、「差別やハラスメントの防止、基本的人権の尊重」、「安心・安全・公正で働きがいある職場環境の整備」、「(社員を含めたステークホルダーの)健康で豊かな生活への貢献」を具体的な取組課題と考えております。

(4) 指標及び目標

1. 気候変動

パリ協定の枠組みや、日本政府が掲げた2050年までにCO₂排出量を実質ゼロにする目標のもと、持続可能な社会を実現するために企業が果たすべき役割を認識し、ビジネスを通じてこの課題解決を実現することが、当社の持続的成長に繋がると考えます。

地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量削減のため、当社では中期目標として、売上高当たりCO₂排出量を、2030年に2022年度比で40%減、長期的には、2050年にカーボンニュートラルを実現する目標を設定しました。

なお、国連「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」第6次評価報告書では、現時点での各国のGHG排出目標が、気温上昇を産業革命前比1.5%以下に抑制する上で不十分として、2035年のGHG排出量を2019年比60%削減する必要があるとしています。当社も、GHG排出削減策を新たに検討し、2035年に向けたGHG削減の取り組みについても鋭意検討してまいります。

当社は、自社の「環境方針」に従って、省エネや省資源に取り組んでまいりました。気候変動への対応に向け、取り組みをさらに強化加速してまいります。

2. 人的資本・多様性

当社は、現時点では人的資本・多様性に関連する「指標と目標」を設定しておりませんが、以下の通り、その設定に向けての準備を進めております。

人財育成方針

人財育成に関する指標と目標については、会社全体で不足するスキルを分析するためのスキルマップの充実、従業員一人当たりの研修費用などの設定を検討中です。また、当社の事業拡大にはエンジニアが必要不可欠です。優秀なエンジニアを確保する上で、業務を通して技術を向上できる開発環境、社内文化などから得られる「開発者体験の向上」などを、質的な改善指標として意識しております。

社内環境整備方針

当社では、特定の業界に偏りのない様々なバックグラウンドを持つ中途採用者をベースに人員が構成されており、外国人を積極的に採用し、人員の多様性を高めて様々な知見を活かすことにより、サービスや事業経営の質の向上に努めております。また、管理職の女性の登用も推奨しており、管理職数に占める女性労働者の割合は25%です。当社は、女性管理職比率を含めた人財の多様性に関する指標と目標の設定を検討中です。

働きやすい環境づくり、ワークライフバランスについては、柔軟かつ多様な勤務形態を策定し、遠方在中や子育て中など、様々な事情を抱える従業員に長く勤務いただける環境を整えております。また、在宅勤務環境補助金や、月に1度のマッサージを受けられる福利厚生を充実させ、健康維持促進の活動を行っております。指標と目標としては、以下にあるような当社の制度への社員の満足度などを検討しております。

- ・テレワーク、フルリモートワーク
- ・育児時短勤務、フレックス勤務制度
- ・兼業/副業の認可
- ・出張マッサージ制度、シエスタ制度

また、社内環境整備に関する総合的な指標と目標として、従業員エンゲージメント調査の実施を検討する方向です。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。当社は、これらリスクの発生の可能性を認識して事業活動を行っておりますが、当社の株式に関する投資判断は、本項及び本書中の他の記載事項も併せて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、本文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 当社の事業について

価格競争激化の可能性について

インターネットを通じた商品の販売は、流通構造の簡素化、販売コストや事務コスト削減などの効果を販売者にもたらします。従って取引コストの合理化に伴う商品価格の低下を招く可能性があると考えられます。また、購入者にとっても、価格比較サイトによって事業者間の価格比較が容易となったため、複数の事業者がインターネット上で価格情報を公表している場合、価格競争は激化しやすいと考えられます。当社の取扱商品について、他社がインターネット上で販売する商品が増加した場合には、当社取扱商品の一部が価格競争に陥ることにより収益力が低下し、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

競合について

当社のプリント基板の通信販売事業では、競合会社が存在しております。また販売商材は異なるものの、工場用間接資材の販売では、さらに多数の競合会社が存在します。これら両方を兼ね備えた競合会社は、現在のところ多くは存在しませんが、今後、既存の通信販売事業者が、当社の取扱う商品に領域を広げたり、また工場用間接資材の通信販売事業者が基板のようなカスタム商品の販売も対象とするようになると、それら事業者との競争の激化が予想されます。

当社は先行メリットを活かしながら顧客ニーズに合致した商品の取扱い拡大や価格面等において、競合他社との差別化を図ってまいりますが、他に優れたビジネスモデルの競合会社が現れた場合、当社の提供するサービスが陳腐化し、既存事業者や新規参入事業者を含めた競争の激化により、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

新規事業について

当社は、事業規模の拡大と収益源の多様化を進めるため、今後も引き続き、基板関連サービスの拡充など積極的に新サービスないし新規事業に取り組んでいく考えです。これによりシステム投資、広告宣伝費等の追加的な支出が発生し、利益率が低下する可能性があります。また、新サービス、新規事業を開始した際には、そのサービス、事業固有のリスク要因が加わると共に、予測とは異なる状況が発生する等により新サービス、新規事業の展開が計画どおりに進まない場合、投資を回収できず、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) インターネット利用のリスクについて

インターネットを利用した営業形態への依存について

当社は、当社の運営するインターネットサイト「P板.com」にて注文を受け、発注管理もインターネットを利用しております。また販売促進活動も、インターネットを通じた広告掲載、電子メールによるダイレクトメール送付などを顧客への主要なアプローチ手法としております。このように主にインターネットを使用した営業形態をとっているため、インターネットを通じた商取引の信頼性が失われた場合、もしくはインターネットを通じた商取引の利便性が顧客に十分に受け入れられない場合は、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

システム、インターネットの障害について

当社の運営するインターネットサイト「P板.com」は、自然災害、事故及び外部からの不正アクセス等のために、インターネットによるサービスが停止する恐れがあります。

当社では、システムトラブルの可能性を低減するために、万一の事故に備え、システム強化やバックアップ体制、ネットワークセキュリティの強化を行うなど、細心の注意を払っており、システムトラブルが発生した場合でも早期に復旧できる体制を整えております。

しかし、大規模な自然災害や社内外の人的要因によるものを含む事故等の発生や、想定を上回るアクセスの集中等による基幹システム及びネットワークの障害等を完全に回避することは困難であり、万が一障害等が発生し、開発業務やシステムに重大な被害が生じた場合には、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

検索エンジン最適化（SEO）への対応について

GoogleやYahoo!等の検索エンジンにおいて、プリント基板に関連するキーワードをインターネット検索した際に、検索結果で当社のウェブサイトがどの程度上位に表示されるかは、マーケティングの観点から非常に重要であります。当社の運営するインターネットサイト「P板.com」の顧客の多くは、特定の検索エンジンの検索結果から誘導されてきており、当該検索エンジンからの集客数を確保するため、今後におきましてもSEO対策を実施

していく予定であります。しかし、当社が適時適切にSEO対策を実施しなかった場合、または検索エンジンにおける検索アルゴリズム変更等により、これまでのSEO対策が有効に機能しなかった場合、当社への顧客流入数が想定数を下回り、当社の財政状態や経営成績に多大な影響を及ぼす可能性があります。

インターネットによる風評被害

ソーシャルメディアの急激な普及に伴い、インターネット上の掲示板への書き込みや、それを要因とするマスコミ報道等による風評被害が発生・拡散した場合、その内容の正確性にかかわらず、当社の経営にとってマイナスの影響が生じ、当社の事業展開、財政状態や経営成績に影響を及ぼす恐れがあります。

(3) 仕入・物流関係のリスク

仕入先への業務の委託

当社は、主に基板に関わるサービスである設計、製造、実装やそれらに付随する業務の全部又は一部について、他社に委託しています。当社の仕入先・業務委託先は業歴も長く、当社との取引歴の長い先が中心で、安定した取引関係を維持してきましたが、何らかの事由により委託先が当社の期待通りに業務を行うことができない場合、当社の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

物流拠点の集中・依存について

当社の国外仕入先からの、商品の納入から取引先への出荷までの一連の業務を関東地区の物流倉庫に委託しており、業務機能の集中によるリスクが存在します。リスク発生時における国外から国内への仕入先の切り替え、物流拠点の地方分散の検討など対応体制の整備は常に行っておりますが、万が一対応能力を超えるような大災害や委託先の財務状態が著しく悪化した場合は、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

委託配送料の値上げや配送遅延のリスク

当社は、商品の出荷配送を外部業者に委託しております。現在、業務委託先の協力の下最適な物流体制を構築しておりますが、物流コストの上昇や配送ドライバーの人手不足問題等により、委託配送料の値上げや、お客様からのご注文量の増加に対応した配送委託が間に合わない場合、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

原材料調達及び価格高騰のリスク

当社の取り扱う製品に係る原材料には、銅をはじめとした金属が使用されております。これらの原材料は、海外からの輸入に依存しており、世界情勢・経済状況の変化、法律の改正、または世界的な需給逼迫等により調達状況に変化が起こる可能性があります。

当社は国内外の業務委託先で製品の製造をしており、当社が直接原材料の調達を行うものではありませんが、原材料の調達状況が急激に変化した場合には、委託先より仕入れ価格の値上げ要請を受ける可能性があります。

これらの原材料調達及び価格高騰のリスクに対し、当社は業務委託先の分散、また、当社のプラットフォームの利便性を上げ、より効率的な受発注体制を作ることにより、安価に安定的に調達できるよう努めております。

(4) 外部要因について

為替レートの変動について

当社の輸入商品の仕入れに占める割合は約50%であり、今後も為替レートの変動を見て増減を図っていく方針であります。当該輸入の決済代金は、為替相場変動リスク回避のため、円建が中心ですが、為替相場の変動により仕入れ値が変動する可能性があります。為替レートが大幅に円安に推移した場合には、商品調達コストを押し上げる等、為替レートの変動が当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

生産国のカントリーリスクについて

当社の国外仕入先からの商品は、韓国・台湾・中国などアジア各国からの輸入によるものです。このためアジア各国等の政治情勢、経済環境、自然災害等により製造が滞った場合、又は輸送が困難となった場合には、当社の業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

国内の景気動向の影響について

当社の登録会員は拡大傾向にあり、特定の顧客・業界への依存度が低いことから、当社の業績は相対的に景気変動の影響は受け難い傾向にあると思われれます。しかし、足元では世界的な半導体不足が生じており、国内の顧客の開発状況に影響を及ぼす可能性があります。当社の主要な顧客の業績が急速に悪化する時期に当社が迅速かつ十分に対応できない場合、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 法的規制について

法的規制について

当社の事業は、「不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）」、「特定商品取引法」、「製造物責任法」及び「不正競争防止法」等による法的規制を受けております。そのため、従業員教育の徹底、コンプライアンス体制の整備など管理体制の構築等により法令遵守の体制を整備しております。しかし、将来にわたり、販売した商品及びその広告表現等において安全上の問題や表示表現等の問題が発生する可能性があります。これらの問題が発生した場合、多額のコストや当社のイメージ低下による売上の減少等が想定され、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報や機密情報の保護管理について

当社の運営するインターネットサイト「P板.com」では、利用者本人を識別できる顧客情報を保有しております。当社は、顧客情報の保護について、信頼性の高い外部サーバで当該個人情報や機密情報を保護するとともに、社内規程の策定、従業員教育等を通じ、情報の流出防止に万全を期しております。しかし、当社や委託先の関係者の故意・過失、サイバー攻撃、コンピューターウイルス感染、不正アクセス又は不測の事態により、個人情報の漏洩その他不適切な処理が行われた場合、当社の社会的信用度が低下し、損害賠償を含む法的責任を追及される可能性があるほか、当社の運営する「P板.com」の信頼性等が毀損し、セキュリティシステム改修の為の多額の費用が発生する可能性があります。その結果、競争力が低下し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権について

当社は、第三者の知的財産権を侵害しないよう、十分な注意を払っておりますが、当社の事業分野で当社の認識していない知的財産権が既に成立している可能性又は新たに当社の事業分野で第三者による知的財産権等が成立する可能性があります。かかる場合は、第三者の知的財産権等を侵害することによる損害賠償請求や差止請求等又は当社に対するロイヤリティの支払い要求等を受けることにより、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟について

当社事業に関しては、常に顧問弁護士と相談しながら推進しております。しかし当社の事業分野のすべてにおける法的現況を把握することは困難であり、当社が把握できないところで法律を侵害している可能性は、完全には否定できません。損害賠償又は商品の販売差止等の請求を受ける場合は、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

法令面の社員教育

当社では、社員教育の徹底、コンプライアンス体制の整備、販売管理体制の構築、また、適宜、顧問弁護士のアドバイスを受ける等、法的規制を遵守する管理体制の整備に努めております。しかし、クレーム・トラブル等が生じた場合や、法令に違反する行為がなされた場合、及び法令改正や新たな法令制定が行われた場合には、当社の事業活動、財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 組織体制について

有能な人材の確保や育成について

当社では、事業規模の拡大及び業務内容の多様化に対応するため、各部門にて優秀な人材の確保と育成は課題であり、必要に応じて外部人材を採用しながら、内部人材の育成強化と登用に努めております。しかし、当社の事業規模の拡大に応じた人材育成や採用等が計画通り進まないまま競争が激化する場合、また競合他社との人材獲得競争により人材が流出する場合は、適正な人材配置が困難となり、競争力低下や業容拡大の制約要因となって、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害、感染症流行、事故、有事等の災害復旧対策等について

当社は、従業員の生命・安全の確保と共に被災に耐える環境の整備に努めており、地方での在宅ワーク人員の確保を行うなど、リスク分散を図っております。本社機能と事業活動、人的資源は首都圏に集中しており、地震等の自然災害や、新型コロナウイルス感染拡大など、他の事業活動継続に支障をきたす事件やテロ・紛争等が発生した場合、想定外の被災や有事の影響による業務中断や業務不能の事態、被災からの復旧遅れ等により、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 上場維持基準の適合状況

当社は、2024年3月31日時点において、東証スタンダード市場における上場維持基準のうち、流通株式時価総額については基準に適合をしておりません。当該基準については経過措置基準・期間が設けられており、2026年3月31日時点で当該状況が改善されていない場合、監理銘柄に指定されるリスクがあります。

そこで当社は、今回不適合となった「流通株式時価総額」を充たすために、2026年3月31日までを改善期間とした、上場維持基準への適合に向けた各種取組を進めてまいります。

詳細は、2024年6月26日に開示いたしました「上場維持基準の適合に向けた計画」をご参照ください。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度（2023年4月1日～2024年3月31日）における国内のエレクトロニクス業界は、半導体の供給不足緩和により生産活動の正常化が進む一方、中国経済の減速、ウクライナ情勢の長期化、各種原材料、エネルギー価格の高騰や、円安の進行など、世界的なインフレの進行により、依然として経済の見通しは不透明であります。

このような事業環境の中、当社では、第1次中期経営計画期間の2年目を迎え、「飛躍に向けての基盤整備」をテーマに、「仕組み×人」の経営戦略を進めました。

プリント基板Eコマース「P板.com」では、原材料・エネルギー価格の高騰が続く中、適正な利益確保に努めながら、精緻な分析で販売価格の見直しを図り、堅調な需要を取り込んでまいりました。また、今後も需要拡大が期待できる中堅・大手企業顧客層への拡販に努め、営業人材を投入したリード（見込み客）の新規開拓を行いました。下期からは、市場で勢いのある車載系を中心にコンタクトの成果が現われてきております。

さらに、生成AI「ChatGPT」を活用し、ハードウェアエンジニアの設計をサポートする当社オリジナルのサポートツールを立て続けにリリースしました。引き続き先端技術を利用したサービス改善、業務効率の改善に資する研究を進めてまいります。

当事業年度より始動した、開発・量産支援サービス「S-GOK」（スゴック）では、受注に要するリードタイムが想定を上回るといった、採算性への課題を残しながらも、IoT関連の開発・量産支援に強みを発揮するとともに、協業各社との共催セミナーを積極的に開催し、サービスの認知拡大に努めました。さらに、株式会社ソラコムのIoT活用を支援する「SORACOMビジネスパートナープログラム」の認定済みデバイスパートナーに参画、新たな販路の開拓に成功したことで、今後の受注拡大を図ります。

クロスセル成長の鍵となる部品実装サービスについては、さらなる利用促進策として、これまで人力に依存していた電子部品の調達作業を自社ECサイト内で自動化するシステム開発の開始を発表し、2024年の夏頃から順次リリースを目指しております。顧客間で売買可能な電子部品特化型のECサイト「P's Market」（ピースマーケット）を新たに開設したほか、今後も複合的にサービスを展開していくことにより、部品実装サービスのさらなる成長を目指します。

販売管理費につきましては、安定的な成長軌道に乗るための基盤固めのため、人材採用計画を前倒ししたことによる影響が出ておりますが、収益性の高いビジネスモデルに注力していく方針に変わりはなく、トップラインの成長に伴い利益率は改善していく見込みです。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,015,779千円（前期比0.0%増）、販売費及び一般管理費は546,363千円（前期比12.5%増）、営業利益は132,895千円（前期比27.4%減）、経常利益は132,495千円（前期比27.2%減）、当期純利益は93,275千円（前期比0.4%増）となりました。

当社はプリント基板のEコマース事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ24,747千円増加し、1,076,557千円となりました。キャッシュ・フローの状況とその要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動による資金の増加は148,812千円（前事業年度は104,938千円の増加）となりました。これは、税引前当期純利益129,872千円の計上、減価償却費22,077千円の計上、株式報酬費用の計上6,779千円、仕入債務の増加23,247千円、売上債権の増加4,646千円、棚卸資産の減少10,899千円、法人税等の支払額50,291千円等によります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資活動による資金の減少は92,503千円（前事業年度は37,612千円の減少）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出3,292千円、無形固定資産の取得による支出28,592千円、投資有価証券の取得による支出57,497千円、保険積立金の積立による支出3,121千円等によります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動による資金の減少は31,570千円（前事業年度は168,563千円の減少）となりました。これは、新株予約権の行使による株式の発行による収入5,140千円、配当金の支払による支出36,754千円によります。

生産、受注及び販売の実績

a．生産実績

当社は、生産活動を行っていないため、生産実績は記載しておりません。

b．商品仕入実績

当社はプリント基板のEコマース事業の単一セグメントであり、当事業年度における仕入実績は次のとおりであります。

当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
金額(千円)	前年同期比(%)
1,325,536	98.0

(注)金額は仕入価格によっております。

c．受注状況

当社は受注から販売までの期間が短く、販売実績と近似するため記載を省略いたします。

d．販売実績

当社はプリント基板のEコマース事業の単一セグメントであり、当事業年度における販売実績は次のとおりであります。

当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
金額(千円)	前年同期比(%)
2,015,779	100.0

(注)主要な相手先については、総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先がないため、記載を省略いたします。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

なお、当社はプリント基板のEコマース事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっての会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載のとおりです。なお、この財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

財政状態の分析

a. 資産の部

当事業年度末における総資産は1,609,753千円となり、前事業年度末と比較して83,006千円の増加となりました。主な要因は、現金及び預金24,747千円、売掛金7,980千円、建物附属設備1,347千円、ソフトウェア6,953千円、投資有価証券55,496千円、保険積立金3,121千円が増加した一方、電子記録債権3,333千円、商品10,983千円、繰延税金資産が1,219千円減少したこと等によります。

b. 負債の部

当事業年度末における負債合計は310,372千円となり、前事業年度末と比較して14,833千円の増加となりました。主な要因は、買掛金23,247千円、未払費用3,460千円、未払消費税等2,414千円が増加した一方、未払金1,888千円、未払法人税等15,277千円が減少したこと等によります。

c. 純資産の部

当事業年度末における純資産合計は1,299,381千円となり、前事業年度末と比較して68,172千円増加となりました。主な要因は、利益剰余金が当期純利益を計上したことにより93,275千円増加、配当金の支払により利益剰余金が36,825千円減少したことに加え、新株予約権の行使による株式の発行による収入により資本金が2,595千円、資本準備金が2,595千円、自己株式が7,714千円増加（純資産の減少）したこと等によります。

資金の運用は安全性の高い商品による運用方針としており、現状は現金及び預金が総資産の中心です。当期末時点の自己資本比率80.7%、また流動比率467.5%と、安全性の高い財務体質を目指しております。

経営成績の分析

a. 売上高

当事業年度の売上高は、2,015,779千円と前事業年度と比べ775千円（0.0%）の増収となりました。主力事業であるプリント基板Eコマース事業が前年比で増加した等によるものです。

詳細は、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」をご参照ください。

b. 売上原価

当事業年度の売上原価は、1,336,519千円と前事業年度と比べ10,093千円（0.7%）の減少となりました。主な要因としては、期末商品棚卸高が前事業年度と比べ10,983千円減少したこと等によるものです。

c. 販売費及び一般管理費

当事業年度の販売費及び一般管理費は、546,363千円と前事業年度と比べ60,918千円（12.5%）の増加となりました。主な要因としては、執行役員制度の導入により役員報酬が20,391千円、人員の増員により給料手当が9,489千円、複数の展示会への参加により広告宣伝費が4,961千円、ソフトウェアへの投資が増加したことにより減価償却費が1,944千円増加したこと等によります。

d. 営業外収益、営業外費用

当事業年度の営業外収益は、3,277千円と前事業年度と比べ1,057千円（47.6%）の増加となりました。主な要因としては、協賛金収入が500千円増加したこと等によるものです。

当事業年度の営業外費用は、3,677千円と前事業年度と比べ600千円（19.5%）の増加となりました。主な要因としては、為替差損が600千円増加したこと等によるものです。

e. 特別損失、法人税等

当事業年度の特別損失は、2,622千円となりました。要因としては、固定資産除却損2,622千円によるものです。

当事業年度における法人税等は、36,597千円と前事業年度と比べ49,823千円（57.6%）の減少となりました。主な要因としては、法人税が18,382千円、法人税等調整額が31,440千円減少したこと等によります。

これらの結果により、当事業年度の営業利益は132,895千円、経常利益は132,495千円、当期純利益は93,275千円となりました。

キャッシュ・フローの分析

当事業年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

当社の資本の財源及び資金の流動性については、次のとおりであります。

当社の運転資金需要のうち主なものは、提携仕入先への仕入原価のほか、人件費をはじめとする販売費及び一般管理費であります。なお、これらの資金需要に対しては、内部資金によりまかなっており、有利子負債による資金調達は行っておりません。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載しております。

経営戦略の現状と見通し

経営戦略の現状と見通しにつきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載しております。

今後も、IoTやエッジ・コンピューティング、自動運転といった市場が本格化していき、様々な業界の新規参入が見込まれております。当社が展開しているEコマースの形態は、新規参入の企業にとって利用しやすい形態であり、市場の成長と共に当社の事業も拡大していくものと見込んでおります。

経営者の問題意識と今後の方針について

当社が今後の事業を拡大し、継続的な成長を行うために、経営者は「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載しております課題に対処していくことが必要であると認識しております。今後の市場拡大のニーズを取り込むためには、コアサービスの「P板.com」、サービス領域を拡大した「開発・量産支援サービス」の成長が不可欠であり、さらに、それらの受発注を少数精鋭で効率的に行うことにより、事業の成長を図っていく方針であります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において重要な設備投資はありません。
また、当事業年度において重要な設備の除却、売却はありません。

2【主要な設備の状況】

2024年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物附属設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	
本社 (東京都千代田区)	事務所設備等	6,297	3,405	59,955	35 (4)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 当社は、プリント基板のEコマース事業の単一セグメントとしておりますので、セグメント別の記載を省略しております。

3. 現在休止中の主要な設備はありません。

4. 本社の建物を賃借しており、年間賃借料は19,904千円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,000,000
計	18,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2024年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2024年6月26日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,986,406	4,986,406	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数は100 株であります。
計	4,986,406	4,986,406	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2024年6月1日からこの有価証券報告書提出までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

ストックオプション制度の内容は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項」の(ストック・オプション等関係)に記載しております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2019年8月9日 (注)2	6,096	2,244,203	4,248	160,254	4,248	126,254
2019年10月1日 (注)3	2,248,403	4,492,606	-	160,254	-	126,254
2019年4月1日～ 2020年3月31日 (注)1	7,800	4,500,406	501	160,756	501	126,756
2020年4月1日～ 2021年3月31日 (注)1	286,800	4,787,206	12,162	172,918	12,162	138,918
2021年4月1日～ 2022年3月31日 (注)1	138,000	4,925,206	5,853	178,772	5,853	144,772
2023年4月1日～ 2024年3月31日 (注)1	61,200	4,986,406	2,595	181,367	2,595	147,367

- (注) 1. 新株予約権(ストックオプション)の権利行使による増加であります。
 2. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加であります。
 発行価格 1,394円
 資本組入額 697円
 割当先 当社の取締役5名
 3. 2019年10月1日付で普通株式1株を2株にする株式分割を行っております。

(5) 【所有者別状況】

2024年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	8	25	37	22	14	3,658	3,764	-
所有株式数(単元)	-	1,090	1,897	17,575	770	140	28,358	49,830	3,406
所有株式数の割合 (%)	-	2.19	3.81	35.27	1.55	0.28	56.91	100	-

(注) 自己株式309,522株は、「個人その他」に3,095単元、「単元未満株式の状況」に22株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2024年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社インフロー	東京都世田谷区松原1-38-5	1,554,000	33.23
田坂 正樹	東京都新宿区	543,584	11.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会 社(信託口)	東京都港区赤坂1-8-1	88,000	1.88
IBJファイナンシャルアドバイザー株 式会社	東京都新宿区西新宿1-23-7	86,000	1.84
後藤 康進	東京都新宿区	53,193	1.14
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	50,421	1.08
株式会社石内地所	埼玉県さいたま市浦和区岸町4-2-15	50,000	1.07
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋2-4-2	39,200	0.84
加藤 憲一	愛知県犬山市	35,300	0.75
内藤 征吾	東京都中央区	32,800	0.70
計	-	2,532,498	54.15

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 309,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,673,500	46,735	単元株式数は100株であり ます。
単元未満株式	普通株式 3,406	-	-
発行済株式総数	4,986,406	-	-
総株主の議決権	-	46,735	-

(注) 単元未満株式欄の普通株式には、自己名義所有の株式22株が含まれております。

【自己株式等】

2024年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社ピーバンドット コム	東京都千代田区五番 町14番地	309,500	-	309,500	6.21
計	-	309,500	-	309,500	6.21

(注) 上記以外に自己名義所有の単元未満株式22株を所有しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)	12,497	5,798,608	-	-
保有自己株式数	309,522	-	309,522	-

(注) 当期間における処理自己株式には、2024年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と位置付けています。企業価値向上のための内部留保とバランスを図りながらも利益還元に向けたキャッシュフローの確保に努め、安定的かつ継続的に業績に見合った成果を配当することを基本方針としております。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、実質的な期末配当の決定機関は株主総会としております。なお、期末配当として年1回、剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき、当期の業績及び当期末における当社の財務状況を総合的に勘案し、1株当たり8円として配当を実施することに決定いたしました。この結果、当事業年度の配当性向は40.0%となりました。

当社は、中間配当について、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当することができる」旨を定款に定めております。

また、自己株式の取得も株主への有効な利益還元の一環として、株価動向や財務状況を勘案しながら適切に実施しております。内部留保資金につきましては、財務体質の安定強化と将来の成長につながるマーケティング、新規事業、人材への投資等に充当し、収益の向上を図ってまいります。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2024年6月25日 定時株主総会決議	37,415	8.00

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

1. 企業統治の体制の概要とその考え方

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「開発環境をイノベーションする」という経営理念のもと、お客様、株主・投資家、従業員、取引先などすべてのステークホルダーの期待と信頼に応え企業価値を向上させていくためには、コーポレート・ガバナンス体制の不断の改善が必要不可欠と考えており、経営の最重要課題のひとつと位置づけております。コーポレート・ガバナンス体制の適時性ある実践と改善によって、経営の健全性・効率性及び透明性の維持・向上を図り、必要な施策を講じるとともに説明責任を果たしていくことが、株主をはじめとするすべてのステークホルダーに対する責任と考えております。

企業統治の体制

当社は、機関設定として監査等委員会設置会社を採用することにより、取締役会の監督機能を強化し、経営の透明性を一層向上させるとともに、迅速な意思決定ができる体制を構築しております。

イ. 取締役会

取締役会は、取締役6名のうち3名が業務執行取締役、3名が監査等委員である社外取締役で構成されており、議長は、代表取締役社長 後藤康進が務めております。原則として毎月1回開催し、法令・定款に定められた事項のほか、取締役会規程、職務権限規程に基づく重要事項を決定するとともに、業務執行の各取締役の業務執行の状況を相互監督しております。また、必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営並びに業務執行に関して迅速に意思決定が行える体制としております。また、監査等委員である社外取締役が、取締役の業務執行の状況を独立した客観的な立場から管理・監督できる体制となっております。

さらに毎年、取締役会の運営や活動状況について実効性を取締役自身が評価して、その結果をフィードバックすることにより改善につなげております。

ロ. 監査等委員会

監査等委員会は監査等委員である社外取締役3名(全て独立役員)で構成されており、議長は、常勤監査等委員 赤崎鉄郎が務めております。原則として毎月1回の定例及び、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、法令・定款及び監査等委員会規程に基づく重要事項について決定するとともに、監査計画の策定、監査実施状況等、監査等委員である取締役相互の情報共有を図ることとしております。

監査等委員である取締役は、取締役会にて、業務執行取締役に対し必要な助言、提言を実施する等、幅広い視点からの経営監視を実施しております。また、監査等委員会は、会計監査人及び内部監査担当者と緊密な連携を保ちながら、法令・定款及び社内諸規程等の遵守状況、取締役の職務執行及び企業経営全般の職務執行状況について、実効的な監査を行っております。監査等委員会の監査・監督機能強化のため、常勤監査等委員1名を選定し、情報収集の強化・監査環境の整備に努めております。

ハ. 指名・報酬委員会

当社の指名・報酬委員会は、独立社外取締役3名と社内役員1名(代表取締役社長)の4名で構成されております。指名・報酬委員会は、取締役会への答申活動を主たる目的として、取締役会の諮問に応じて、次の事項について審議し、取締役会に対して答申することとしております。

(1)取締役の選任・解任(株主総会決議事項)に関する事項

(2)代表取締役社長の選定・解職に関する事項

(3)取締役の報酬に関する事項

(4)取締役の報酬限度額(株主総会決議事項)に関する事項

(5)後継者計画(育成含む)に関する事項

(6)その他経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項

なお、議題内容の必要に応じて、業務執行取締役、執行役員及び財務・経理部長、経営企画室長等にオブザーバーとして参画の要請をすることができるとしてしております。議長は、常勤監査等委員が務めております。

ニ. 経営会議

当社は、業務執行に関する重要事項を協議、決議する機関として経営会議を設置しております。経営会議は、代表取締役社長 後藤康進を議長とし、業務執行取締役3名、社外取締役常勤監査等委員、執行役員2名、ほか各部門責任者の計10名で構成され、原則として月1回の定例及び必要に応じて臨時で開催しております。経営会議は、職務権限上の意思決定機関ではありませんが、各部門における業務の報告、及び現状の課題に基づく議論や解決策の検討を行うほか、新サービスの企画等、重要な意思決定に付随する議論を行っており、各部門の活動状況について代表取締役社長へ報告する場として、また部門間における情報共有の場として、活発な議論を交わし、経営活動の効率化を図っております。

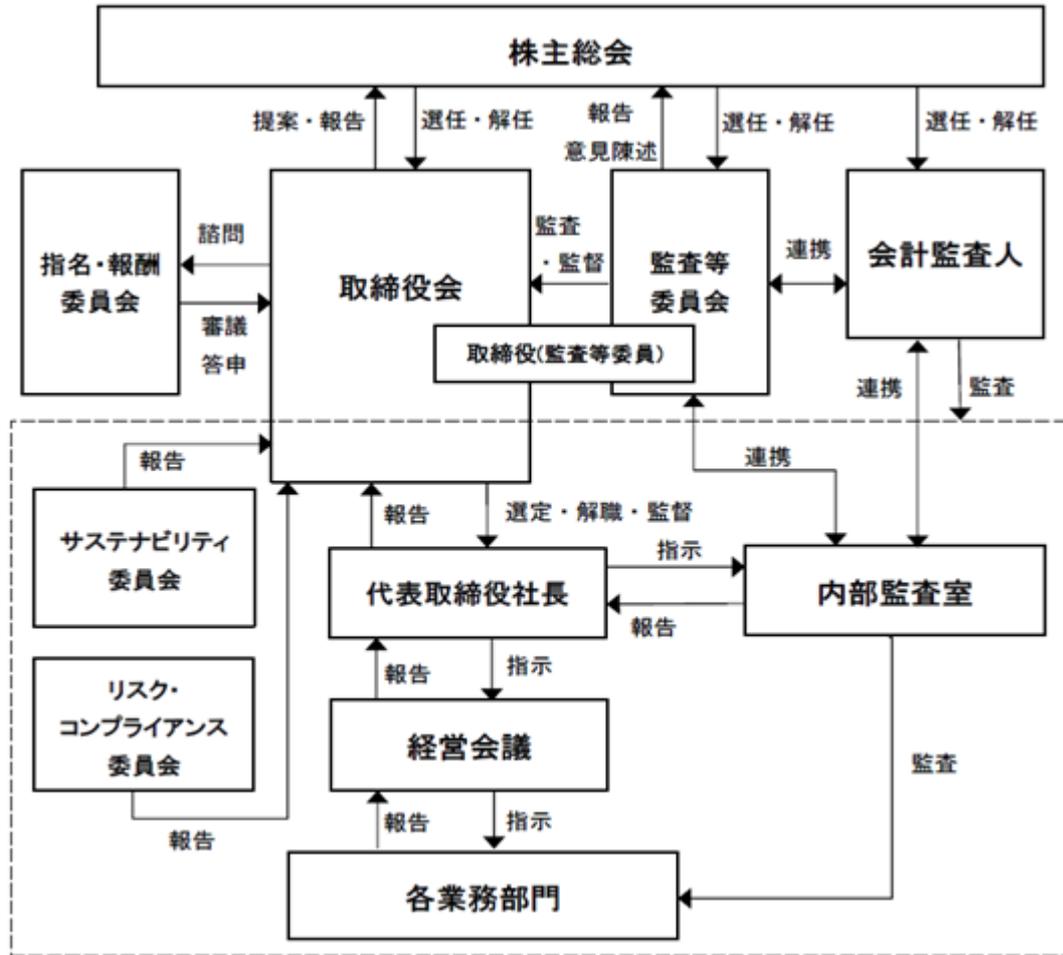
ホ．リスク・コンプライアンス委員会

当社は、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合しているかをモニタリングするとともに、想定し得るリスクと対応策の検討をおこない、改善を図ることを目的として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長 後藤康進を議長とし、業務執行取締役3名、社外取締役常勤監査等委員、執行役員2名、ほか各部門責任者の計10名で構成されております。

ヘ．サステナビリティ委員会

当社は、サステナビリティ方針の策定、重点施策の検討及びモニタリングを目的としてサステナビリティ委員会を設置しております。サステナビリティ委員会は、代表取締役社長 後藤康進を議長とし、業務執行取締役3名、社外取締役常勤監査等委員、執行役員2名、ほか各部門責任者の計10名で構成されております。

なお、これらの模式図は次のとおりです。



内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合し、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、「内部統制システム整備の基本方針」を定めております。

内容は以下のとおりです。

イ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役会は、決定事項並びに業務執行に係る各種事項を法令、定款及び「取締役会規程」に則り適宜適切に承認するとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）相互の監視機能と監査等委員である取締役の監査機能を通じて、取締役の職務執行が法令、定款及び諸規程等に適合することを確保します。
- b. 「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、取締役自らがこれを遵守するとともに、その精神を使用人に反復伝達します。
- c. 当社は、稟議制度、契約書類の法務審査制度、社内教育研修及び法律顧問による助言等の諸制度を通じて、コンプライアンスの維持向上を図ります。

- d. 内部監査において、法令、定款及び社内規程の遵守状況を監査し、問題点の指摘及び改善策の提案を行うとともに、代表取締役社長及び監査等委員会に報告します。
 - e. 法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、社内通報窓口を設け、「内部通報制度規程」に基づき適切な運用を行います。
 - f. 必要に応じて弁護士、税理士、監査法人等の外部専門機関と緊密に連携し、適正な判断や意思決定を確保します。
- ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- a. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」「内部情報管理規程」等の社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。
 - b. 取締役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとします。
- ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 当社は、多様化するリスクに備えて、「リスク・コンプライアンス規程」により経営活動上のリスク管理に関する基本方針を定めます。また、リスク管理担当者を管理部門掌管取締役とし、各種社内規程の定期的な見直しを実施するとともに、リスク管理の適正な体制を整備します。
 - b. 取締役会や経営会議において当社の課題について情報共有を行い、リスクの早期発見と未然防止に努めます。
 - c. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を統括責任者として、全社的な対策を検討する体制を確保します。
- ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行います。
 - b. 取締役会決議により、取締役の担当職務を明確化するとともに、「組織管理規程」及び、「職務権限規程」を制定し、取締役の役割分担、指揮命令関係等を明確化して、取締役の効率的な職務執行を図ります。
 - c. 決裁やデータ管理を電子化することにより、長期出張等においても職務執行が滞ることのないよう、業務の効率化を図ります。
- ホ. 当社における業務の適正を確保するための体制
- a. 諸規程等に基づき、適正な業務運営のための体制を整備するとともに、内部監査人は内部監査を実施し、法令、規程等の遵守状況を確認するとともに、改善策については助言を行います。
 - b. 代表取締役社長は、当社役職員の職務執行に係る事項について定期的に報告を受けます。
 - c. 監査等委員である取締役は、当社役職員の職務の執行状況について監査、指導を行います。
- ヘ. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査等委員会からその職務を補助する使用人を置くことの求めがあった場合は、可及的速やかに適切な使用人を配置します。また、その選任については、取締役会において社員の中から適任者を決定します。
- ト. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を強化するため、監査等委員会を補助すべき使用人の業績考課、人事異動、賞罰の決定については事前に監査等委員会の同意を得なければならないものとします。
- また、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び上長等の指揮命令を受けないものとします。
- b. 監査等委員会の職務を補助する使用人は、他部門へ協力体制の確保を依頼できるものとします。また、その他必要な情報収集権限を付与します。
- チ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会へ報告をするための体制
- a. 当社は、経営会議等の重要会議に監査等委員である取締役が出席することを求めるとともに、業績等会社の業務の状況を監査等委員会へ定期的に報告します。
 - b. 「内部通報制度規程」に基づき、内部通報窓口として監査等委員である取締役への専用アドレスを設置します。
 - c. 監査等委員会は必要に応じて内部監査人に内部監査等の状況等の説明を求めることができるものとします。
- リ. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、「内部通報制度規程」において、通報者が当該報告を理由に不利な取扱いを受けることを禁止し、報復行為や差別行為から通報者を保護するものとします。

- 又、監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとし、
- ル、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 代表取締役社長は、監査等委員会と定期的に情報交換を行うものとし、経営状況に関する情報の共有化を図るものとします。
 - 監査等委員会より稟議書その他の重要文書の閲覧の要請がある場合は、当該要請に基づき、担当部門が直接対応し、その詳細につき報告を行います。
 - 内部監査人や会計監査人とも三様監査等を通じて情報の共有化を図ります
- ロ、反社会的勢力を排除する管理体制
- 当社は反社会的勢力と一切の関係を持たないこと、及び会社の利益あるいは自己保身のために、反社会的勢力を利用しないことを基本方針とします。
 - 反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めます。具体的な対応方法としては、「反社会的勢力対策規程」を制定し、上記基本方針を明示するとともに、排除体制並びに対応方法を定めます。
 - 所轄警察署並びに関係団体と連絡を密にして情報収集に努め、反社会的勢力の事前排除ができる体制作りを進めていくとともに、社内研修等において規程の内容について周知徹底を図り、実効性をもって運用できるよう、社員教育に努めます。
- リ、財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性確保のため、金融商品取引法並びにその他関係法令の定めにも則した内部統制システムの構築に努めます。また、その有効性を継続的に評価し、必要な是正を行います。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、監査等委員である取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金・防御費用の損害を填補することとしております。当保険契約の被保険者は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である社外取締役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

取締役の責任免除

当社は、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において、免除することができる旨を定款に定めております。

剰余金の配当等

当社は、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として設け、配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

自己株式

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的として、会社法第165条第2項の規定に基づいて、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

2. 取締役会等の活動状況

取締役会の活動状況

a. 開催頻度及び出席状況

当該事業年度において、当社は取締役会を月1回開催のほか、随時必要に応じて開催しております。個々の取締役の出席状況については次のとおりです。

氏名	役職	出席率（出席回数/開催回数）
後藤 康進	代表取締役社長 取締役会議長	100%（17回/17回）
田坂 正樹	取締役会長 ファウンダー	100%（17回/17回）
上田 直也	取締役CFO	100%（17回/17回）
赤崎 鉄郎	社外取締役 監査等委員	100%（17回/17回）
櫛木 一男	社外取締役 監査等委員	100%（17回/17回）
森 博司	社外取締役 監査等委員	100%（17回/17回）

b. 具体的な検討内容

取締役会における具体的な検討内容については次のとおりです。

- ・決議事項：株主総会関連、決算関連、事業計画、株式・資本政策、人事・組織関連、等
- ・報告事項：月次決算及び事業報告、取締役会実効性評価、監査関連、出資状況報告、等

指名・報酬委員会の活動状況

a. 開催頻度及び出席状況

当該事業年度において、当社は指名・報酬委員会を計5回開催しております。個々の委員の出席状況については次のとおりです。

氏名	役職	出席率（出席回数/開催回数）
田坂 正樹	代表取締役 指名・報酬委員	66.7%（2回/3回）
後藤 康進	代表取締役社長 指名・報酬委員	100%（2回/2回）
赤崎 鉄郎	社外取締役 指名・報酬委員会議長	100%（5回/5回）
櫛木 一男	社外取締役 指名・報酬委員	100%（5回/5回）
森 博司	社外取締役 指名・報酬委員	100%（5回/5回）

（注）1. 田坂正樹氏は、2023年6月27日開催の第21回定時株主総会後、同日に開催された取締役会において当社代表取締役を退任し、取締役会長に選任されたため、開催回数及び出席回数は退任までの回数であります。

2. 後藤康進氏は、2023年6月27日開催の第21回定時株主総会後、同日に開催された取締役会において当社代表取締役社長に選任されたため、就任後の開催回数を記載しております。

b. 具体的な検討内容

指名・報酬委員会における具体的な検討内容については次のとおりです。

- ・株主総会に付議する取締役の選任
- ・代表取締役の選定
- ・取締役の報酬に関する事項
- ・執行役員の制度、選定に関する事項
- ・その他、取締役会が諮問する事項

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 6名 女性 -名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長 ファウンダー	田坂 正樹	1971年6月13日生	1995年4月 株式会社ミスミ(現:株式会社ミスミグループ本社)入社 2000年4月 株式会社ブレイク・フィールド社取締役 2002年4月 当社設立 代表取締役 2011年7月 g c ストーリー株式会社取締役 2021年6月 ゲンダイエージェンシー株式会社取締役(現任) 2022年6月 株式会社ジンジブ取締役(現任) 2023年6月 当社 取締役会長ファウンダー(現任) 2024年3月 シリウスビジョン株式会社取締役(現任)	(注)2	2,097,584 (注)5
代表取締役社長	後藤 康進	1977年2月11日生	2004年11月 当社入社 2011年4月 COO(事業統括) 2015年6月 取締役COO就任 マーケティング・営業部長 2018年4月 取締役COO 営業事業部長 2021年6月 取締役COO兼営業事業部長、事業部門管掌 2023年6月 代表取締役社長(現任)	(注)2	53,193
取締役CHRO	上田 直也	1982年5月22日生	2007年7月 有限会社クリフト入社 2011年3月 当社入社 2015年6月 取締役CFO就任 管理部長 2021年6月 取締役CFO、管理部門管掌 2023年6月 取締役CFO兼人事・総務部長、管理部門管掌 2024年6月 取締役CHRO兼人事・総務部長、管理部門管掌(現任)	(注)2	19,411
取締役 (常勤監査等委員)	赤崎 鉄郎	1955年10月6日生	1978年4月 株式会社日立製作所入社 1999年4月 同社電化機器事業部 製造本部 製造部長 2003年4月 日立プリンティングソリューションズ株式会社執行役員 2008年10月 リコープリンティングシステムズ株式会社執行役員 2011年4月 同社取締役常務執行役員兼経営管理本部長 2014年4月 リコーインダストリー株式会社執行役員兼事業化推進センター長 2017年6月 同社監査役 2019年6月 当社取締役(常勤監査等委員)(現任) 2021年3月 日本フェンオール株式会社非常勤監査役(現任)	(注)3	5,119
取締役 (監査等委員)	櫛木 一男	1949年5月25日生	1973年4月 株式会社日本興業銀行(現:株式会社みずほ銀行)入行 2003年5月 新光証券株式会社(現:みずほ証券株式会社)常務執行役員 2005年4月 同社取締役専務執行役員 2009年5月 みずほ証券株式会社常務執行役員 2010年6月 日本冶金工業株式会社常勤監査役 2015年10月 当社監査役 2017年1月 株式会社アズーム取締役(現任) 2018年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	6,117

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	森 博司	1967年7月30日生	1990年4月 山一証券株式会社入社 1998年4月 メリルリンチ日本証券株式会社(現 BofA証券株式会社)入社 2001年4月 松井証券株式会社入社 2005年11月 マネックス証券株式会社入社 2014年7月 同社投資銀行部長 2018年1月 株式会社モリックス設立 代表取締役 (現任) 2019年9月 株式会社Kids Smile Holdings常勤監査 役 株式会社Kids Smile Project常勤監査役 2022年5月 株式会社IR Robotics社外監査役(現 任) 2022年6月 株式会社Kids Smile Project監査役 当社取締役(監査等委員)(現任) 2024年1月 ポスタス株式会社常勤監査役(現任)	(注)4	1,077
計					2,182,501

- (注) 1. 赤崎鉄郎、櫛木一男、森博司は、社外取締役であります。
2. 2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から1年間
3. 2023年3月期に係る定時株主総会終結の時から2年間
4. 2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から2年間
5. 取締役会長田坂正樹の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社インフローが所有する株式数を含めて表示しております。
6. 監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
委員長 赤崎鉄郎 委員 櫛木一男 委員 森博司
7. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は2名で、CFO財務・経理部長 湯澤正作、営業推進部長 宮坂俊明で構成されております。

社外役員の状況

当社の社外取締役は3名であり、いずれも監査等委員である取締役であります。

監査等委員である取締役3名には、取締役会での議決権が付与され、独立した客観的な立場からの監督責任の実効性を確保することで、取締役会の牽制及び監査機能を強化しております。

社外取締役赤崎鉄郎氏は、東証一部上場企業グループでの企業経営者、また、大手電気機器メーカーの生産部門責任者としての経験と高い見識を有しており、経営の妥当性の監督とチェック機能の強化を図ることができるものと考え、選任しております。

社外取締役櫛木一男氏は、金融機関における長年の経験、また要職を歴任後、上場企業の監査役として得た豊富な知見を有しており、多様かつ客観的視点で経営の監督ができるものと考え、選任しております。

社外取締役森博司氏は、証券会社において幅広い業務に従事した後、上場企業の監査役を務めた経験から豊富な知見を有しており、業務執行に関する意思決定や経営の監督において貢献できるものと考え、選任しております。

赤崎鉄郎氏、櫛木一男氏、森博司氏は、当社の株式を保有しており、その保有株式数は「役員一覧」に記載のとおりであります。当該保有以外に、いずれの社外取締役も、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係及びその他利害関係はありません。

以上から、一般株主と利益相反の生じるおそれはない独立した社外取締役であると判断しております。

社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場での社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外取締役3名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に連携する体制が整っていると考えておりますが、引き続き更なるコーポレート・ガバナンス体制の整備・強化に努めてまいります。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社では、三様監査の実効性確保のため、監査等委員会、会計監査人及び内部監査室と緊密な連携を保ちながら、適正な監査の実施に努めております。

社外取締役は、監査等委員会において、内部監査室から会計監査及び内部統制監査の実施状況の報告を受け、必要に応じて説明を求める他、監査等委員会の視点から積極的に意見表明を行う等、経営監視機能の充実に努め

ております。常勤の監査等委員である社外取締役は、社内重要会議への出席や決裁書類の閲覧、必要に応じて担当役員・担当部門へ説明を求めた結果に関して監査調書を作成し、他の監査等委員である取締役、会計監査人、内部監査室への情報共有を行っております。また、会計監査人からは、会計監査に関する監査計画及び原則四半期ごとに監査実施状況の報告を受けております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員による監査の状況

当社の監査等委員会は、常勤監査等委員1名、非常勤監査等委員2名で構成され、いずれも社外役員であります。監査等委員会は、原則として毎月1回開催し、取締役会の議題、その他検討事項について意見交換等を行っております。各監査等委員の状況及び当事業年度に開催した監査等委員会への出席率は以下のとおりであります。

役職名	氏名	経歴等	当事業年度の 監査等委員会 出席率
常勤監査等委員 (社外)	赤崎 鉄郎	東証一部上場企業グループの生産管理・品質保証部門長、取締役、監査役の経験から、品質管理体制の業務プロセス・リスク管理面に関し相当程度の知見を有しております。	100% (14/14回)
監査等委員 (社外)	櫛木 一男	金融機関における長年の金融実務、また要職を歴任後、上場企業の監査役としてガバナンスに携わった経験から、コンプライアンス・財務面に関し相当程度の知見を有しております。	100% (14/14回)
監査等委員 (社外)	森 博司	金融業界における豊富な実務経験、また上場企業の監査役としての経験から、財務経理・経営管理面に関し相当程度の知見を有しております。	100% (14/14回)

監査等委員会における具体的な検討内容としては以下のとおりであります。

- ・ 監査方針、監査計画の策定
- ・ 取締役等の職務執行の状況や内部統制システムの整備・運用状況の確認
- ・ 常勤監査等委員の月次活動を中心とした監査等委員会としてのコーポレート・ガバナンス強化活動
- ・ 会計監査人の監査の方法及び結果の相当性確認、会計監査人の評価及び再任・不再任の決定
- ・ 取締役会の実効性評価を主導し、年度の振り返りと新年度の活動テーマを経営企画室と連携し作成・推進
- ・ 執行役員制度の定着、新たな業務執行組織体制に向けた助言及び運営の支援
- ・ 取締役会フリートーキングタイムの活性化に関する検討、ガバナンスレベルの向上支援
- ・ 取締役会の機能向上のため、監査等委員自身の自己研鑽と取締役会へのフィードバックを推進
- ・ キーマン社員とのアンケート面談を実施し以下の提言を行った。

機能部署ごとの働き方や、社員年齢層が多様化する中、事業の転換期を迎えている当社背景から、人財評価手法の改善活動や人的資本への投資の重要性について経営陣へ提言。

リスクリングに対して社員の意欲が高いことを認識し、人的資本投資の重要性について経営陣へ浸透を図る。

監査等委員である取締役は、取締役会にて、業務執行取締役に対し必要な助言、提言を実施する等、幅広い視点からの経営監視と監査を実施しております。また、代表取締役との面談を年4回程度の頻度で実施し、監査報告や監査所見に基づく提言及び意見交換を行っております。常勤の監査等委員である取締役は、これに加え、経営会議等の社内の重要会議への出席や決裁書類の閲覧を行い、担当役員との面談を月1回程度の頻度で実施し、必要に応じて担当部門へ説明を求めることで、経営に関する監視機能を果たしております。

なお、内部監査担当者及び会計監査人とは適時に協議、意見交換を行い、連携を行う体制となっております。

内部監査の状況

当社の内部監査については、代表取締役直轄の内部監査室を設置し、兼任の2名が「内部監査規程」に基づき、各部門の業務監査並びに会計監査を実施し、法令、定款及び社内規程等に適合し、かつ、効率的に行われていることを確認しております。監査の結果については、代表取締役に報告するとともに、改善指示とその後の状況について調査することにより、内部監査の実効性を確保しております。

また、監査を有効かつ効率的に実行するため、監査等委員会への四半期の報告及び取締役会への年次報告、会計監査人にも監査結果を報告し、適宜情報交換を行っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(注) PwC京都監査法人は、2023年12月1日付で、PwCあらた有限責任監査法人と合併し、同日付で名称をPwC Japan有限責任監査法人に名称変更しております。

b. 継続監査期間

2年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 若山 聡満 (継続監査年数 2年)

指定社員 業務執行社員 田村 仁 (継続監査年数 2年)

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他11名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社では、適正な会計監査が実施されるよう、会計監査人の選定に際し、体制、実績のほか、会計監査に係る取組み状況、情報交換等を通じた専門性・独立性の有無確認等により、当社会計監査人としての適格性・妥当性を評価し決定しております。一方、会計監査人が、会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、監査等委員会において、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定することとしております。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、監査法人による会計監査が適正に行われているかどうかを確認し、評価を行っております。評価にあたっては、監査等委員会における相当性判断に加え、経理部門における会計監査人再任に関する意見・監査評価、会計監査人からの監査レビュー及び監査計画(監査方針・監査体制・監査項目・監査予定時間等)等を基に、監査等委員会において会計監査人の再任の適否を審議しております。

g. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

第21期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) PwC京都監査法人

第22期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) PwC Japan有限責任監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

1. 提出理由

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等に関し、異動が生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

存続する監査公認会計士等

PwC Japan有限責任監査法人

消滅する監査公認会計士等

PwC京都監査法人

(2) 異動の年月日

2023年12月1日

(3) 消滅する監査公認会計士等の直近における就任年月日

2022年6月27日

(4) 消滅する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であるPwC京都監査法人(消滅監査法人)は、2023年12月1日付けでPwCあらた有限責任監査法人(存続監査法人)と合併し、消滅しました。また、PwCあらた有限責任監査法人は、同日付けでPwC

Japan有限責任監査法人に名称を変更しました。これに伴いまして、当社の監査証明を行う監査公認会計士等はPwC Japan有限責任監査法人となります。

(6) (5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る消滅する監査公認会計士等の意見特段の意見はないとの申し出を受けております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
20,000	-	19,000	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)
該当事項はありません。

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方法

当社の会計監査人に対する監査報酬については、事業規模や特性に照らして会計監査人から提出された監査計画、監査内容、監査日数等の妥当性を検証し、監査等委員会の同意の下、取締役会で監査報酬を決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の遂行状況及びその職業的専門性が報酬等の見積に対して適切であるかを検証し、妥当であると判断した結果、報酬等の額について同意いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 報酬決定に関する基本方針

- 1.1 報酬構成や報酬内容の決定は、取締役会の監督機能発揮のための重要な機能である。
- 1.2 持続的成長及び中長期的企業価値の創出に対する適切な動機付けとなっていること。
- 1.3 会社運営や会社業績への貢献にふさわしい公正公平な報酬であること。
- 1.4 社内外のステークホルダーへの貢献を考慮し、その役位や職責にふさわしい公正公平な報酬であること。
- 1.5 上場企業として当社の規模や属する業界の水準を考慮し、妥当性のあるふさわしい水準の報酬構成や報酬内容であること。
- 1.6 報酬構成及び区分ごとの報酬総額の年額上限の限度額等については、株主総会での関連議案の決議事項に準ずる。

2. 報酬の構成やその内容に関する決定方針

- 2.1 報酬は、固定報酬（定期定額報酬）と非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）の構成とし、上記「1.報酬決定に関する基本方針」に基づき決定する方針とする。

- 2.2 固定報酬の算定方法の決定に関する方針は以下とする。

上記「1.報酬決定に関する基本方針」に基づき、取締役会は独立社外取締役を議長とする指名・報酬委員会に役員報酬を諮問する。指名・報酬委員会は、「1.報酬決定に関する基本方針」に基づき、決算月後の業績結果を踏まえた経営状況と取締役としての貢献や職位に関する期待を踏まえた個人考課を評価の上、個人別固定報酬案を作成し取締役会に答申する。取締役会は6月定時株主総会後の臨時取締役会で個人別固定報酬に関して該答申に基づき審議の上決議する。

- 2.3 非金銭報酬の算定方法の決定に関する方針は、以下とする。

上記「1.報酬決定に関する基本方針」に基づき、取締役会は独立社外取締役を議長とする指名・報酬委員会に諮問する。指名・報酬委員会は、「1.報酬決定に関する基本方針」に基づき、決算月後の業績結果を踏まえた経営状況と市場の評価である株価動向及び取締役としての貢献や職位に関する期待を踏まえた個人考課を評価の上、個人別非金銭報酬案を作成し取締役会に答申する。取締役会は、定時株主総会の日から1月を経過する日までに、個人別非金銭報酬に関して該答申に基づき審議の上決議する。交付は、その決議の日から1月を経過する日までとする。なお、非金銭報酬の報酬全体に対する割合は、上記「1.報酬決定に関する基本方針」に基づき妥当性のある割合とすべく取締役会で決議する。

- 2.3.1 対象取締役は、原則として3年間（当社取締役会にて定める期間であり、以下、「譲渡制限期間」という。）、当社譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為を行うことができない。

- 2.3.2 当社は対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に、当社及び当社の子会社の取締役、執行役員並びに使用人のいずれの地位をも喪失した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。また、本割当株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点において、下記2.3.3記載の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

- 2.3.3 当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員もしくは使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部又は一部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社の子会社の取締役、執行役員並びに使用人のいずれの地位をも喪失した場合には、譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

- 2.3.4 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡

制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

3. 報酬を与える時期の決定方針

固定報酬については、毎期6月定時株主総会後の臨時取締役会で取締役会決議をもって翌月の7月以降の報酬額を決定し与える。非金銭報酬については、定時株主総会の日から1月を経過する日までに、個人別非金銭報酬に関して該答申に基づき審議の上決議する。交付は、その決議の日から1月を経過する日までとする。

4. 個人別の報酬等の内容についての決定の方法

上記「2.報酬の構成やその内容に関する決定方針」にて記載の通り、取締役会は独立社外取締役を議長とする指名・報酬委員会に諮問する。指名・報酬委員会は、当該期の業績結果を踏まえた経営状況、市場評価である株価動向及び取締役としての貢献や職位に関する期待を踏まえた個人考課等を基に個人別評価の報酬案を作成し、取締役会に答申する。取締役会は該答申に基づき、株主総会での関連議案の決議事項に準じて審議の上決議する。

なお、監査等委員である取締役の報酬額については、監査等委員の協議により決定する方針としております。当社の役員区分ごとの報酬の限度額及び業績連動報酬としての譲渡制限付株式報酬の限度額については、株主総会決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役それぞれにおいて決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(人)
		固定報酬	非金銭報酬	退職慰労金	
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	62,579	57,499	5,080	-	3
監査等委員 (社外取締役を除く)	-	-	-	-	-
社外取締役	13,422	11,885	1,537	-	3

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第16回定時株主総会において、年額200百万円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は、3名(うち、社外取締役は0名)です。
また、報酬限度額の枠内で、2018年6月28日開催の第16回定時株主総会において、非金銭報酬として譲渡制限付株式報酬の総額を年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は、3名(うち、社外取締役は0名)です。
2. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第16回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。各取締役(監査等委員)の報酬額については、当該報酬総額の範囲内において、業務の分担等を勘案し、監査等委員である取締役の協議にて決定するものとしております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名(うち、社外取締役は3名)です。
また、報酬限度額の枠内で、2018年6月28日開催の第16回定時株主総会において、非金銭報酬として譲渡制限付株式報酬の総額を年額5百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名(うち、社外取締役は3名)です。
3. 2018年6月28日開催の第16回定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く)、及び取締役(監査等委員)に対する譲渡制限付株式報酬で発行される普通株式の総数を年24千株以内と決議しております。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」のとおりであります。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とするものを純投資目的である投資株式に区分し、それ以外のものを純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

なお、当社は純投資目的である投資株式は保有していません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、投資先企業との業務提携や優れた先端技術などのさまざまな知見を情報共有し、社会課題解決に繋がるイノベーションを創出することにより、企業成長と社会課題解決を同時に実現することを目的として株式を保有しております。保有に当たっては、毎年、個別銘柄ごとに事業戦略上の保有意義、保有に伴う便益（商取引や事業シナジーによって得られるリターン）につき資本コストとの関係を検証の上、保有の合理性を検証しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	3	95,994
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	3	57,497	スタートアップ及びスタートアップ向けファンドへの投資
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）に係る財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、PwC京都監査法人は2023年12月1日付でPwCあらた有限責任監査法人と合併し、名称をPwC Japan有限責任監査法人に変更しております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての確に対応する事ができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構への加入、専門的知識を有する団体等が主催するセミナーへの参加、社内における関連各部署への意見発信及び情報交換、普及等を行っております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,051,809	1,076,557
電子記録債権	4,620	1,286
売掛金	272,095	280,075
商品	20,441	9,457
前払費用	10,644	10,355
その他	753	1,128
貸倒引当金	772	819
流動資産合計	1,359,592	1,378,041
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備(純額)	14,949	16,297
機械及び装置(純額)	12,955	12,270
工具、器具及び備品(純額)	13,437	13,405
有形固定資産合計	11,342	11,973
無形固定資産		
ソフトウェア	53,001	59,955
その他	168	168
無形固定資産合計	53,170	60,123
投資その他の資産		
投資有価証券	40,498	95,994
保険積立金	29,783	32,904
破産更生債権等	1,595	1,411
長期前払費用	3,302	3,237
繰延税金資産	15,724	14,504
その他	13,334	12,974
貸倒引当金	1,595	1,411
投資その他の資産合計	102,641	159,614
固定資産合計	167,154	231,712
資産合計	1,526,747	1,609,753

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	190,290	213,538
未払金	35,673	33,785
未払費用	10,855	14,316
未払法人税等	26,587	11,309
未払消費税等	11,277	13,691
預り金	2,104	5,220
賞与引当金	2,443	2,591
その他	665	330
流動負債合計	279,898	294,784
固定負債		
退職給付引当金	15,640	15,588
固定負債合計	15,640	15,588
負債合計	295,538	310,372
純資産の部		
株主資本		
資本金	178,772	181,367
資本剰余金		
資本準備金	144,772	147,367
資本剰余金合計	144,772	147,367
利益剰余金		
利益準備金	8,500	8,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,097,822	1,152,357
利益剰余金合計	1,106,322	1,160,857
自己株式	198,710	190,996
株主資本合計	1,231,156	1,298,595
新株予約権	52	785
純資産合計	1,231,208	1,299,381
負債純資産合計	1,526,747	1,609,753

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
売上高	2,015,003	2,015,779
売上原価	1,346,613	1,336,519
売上総利益	668,389	679,259
販売費及び一般管理費	1,485,444	1,546,363
営業利益	182,944	132,895
営業外収益		
協賛金収入	1,600	2,100
受取手数料	430	503
受取利息	10	10
その他	178	663
営業外収益合計	2,219	3,277
営業外費用		
為替差損	1,252	1,852
投資事業組合運用損	1,819	1,819
その他	5	5
営業外費用合計	3,076	3,677
経常利益	182,087	132,495
特別損失		
固定資産除却損	2,2764	2,2622
特別損失合計	2,764	2,622
税引前当期純利益	179,322	129,872
法人税、住民税及び事業税	53,760	35,377
法人税等調整額	32,660	1,219
法人税等合計	86,420	36,597
当期純利益	92,902	93,275

売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
期首商品棚卸高		15,032	1.1	20,441	1.5
当期仕入高		1,327,682	97.1	1,304,337	96.9
輸入運賃		24,339	1.8	21,198	1.6
合計		1,367,054	100.0	1,345,977	100.0
期末商品棚卸高		20,441		9,457	
売上原価合計		1,346,613		1,336,519	

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						自己株式
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	178,772	144,772	144,772	8,500	1,048,764	1,057,264	79,936
当期変動額							
新株の発行							
剰余金の配当					38,733	38,733	
当期純利益					92,902	92,902	
自己株式の取得							129,828
自己株式の処分		5,110	5,110				11,054
自己株式処分差損の振替		5,110	5,110		5,110	5,110	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	49,058	49,058	118,774
当期末残高	178,772	144,772	144,772	8,500	1,097,822	1,106,322	198,710

	株主資本	新株予約権	純資産合計
	株主資本合計		
当期首残高	1,300,872	52	1,300,924
当期変動額			
新株の発行			-
剰余金の配当	38,733		38,733
当期純利益	92,902		92,902
自己株式の取得	129,828		129,828
自己株式の処分	5,943		5,943
自己株式処分差損の振替	-		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		-	-
当期変動額合計	69,715	-	69,715
当期末残高	1,231,156	52	1,231,208

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	178,772	144,772	144,772	8,500	1,097,822	1,106,322	198,710
当期変動額							
新株の発行	2,595	2,595	2,595				
剰余金の配当					36,825	36,825	
当期純利益					93,275	93,275	
自己株式の取得							
自己株式の処分		1,915	1,915				7,714
自己株式処分差損の振替		1,915	1,915		1,915	1,915	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	2,595	2,595	2,595	-	54,534	54,534	7,714
当期末残高	181,367	147,367	147,367	8,500	1,152,357	1,160,857	190,996

	株主資本	新株予約権	純資産合計
	株主資本合計		
当期首残高	1,231,156	52	1,231,208
当期変動額			
新株の発行	5,190		5,190
剰余金の配当	36,825		36,825
当期純利益	93,275		93,275
自己株式の取得	-		-
自己株式の処分	5,798		5,798
自己株式処分差損の振替	-		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		733	733
当期変動額合計	67,438	733	68,172
当期末残高	1,298,595	785	1,299,381

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	179,322	129,872
減価償却費	20,133	22,077
引当金の増減額（は減少）	378	273
受取利息	10	10
為替差損益（は益）	5	8
投資事業組合運用損益（は益）	1,819	1,819
株式報酬費用	7,465	6,779
有形固定資産除売却損益（は益）	2,764	2,622
売上債権の増減額（は増加）	32,543	4,646
破産更生債権等の増減額（は増加）	398	183
棚卸資産の増減額（は増加）	5,408	10,899
仕入債務の増減額（は減少）	10,391	23,247
前払費用の増減額（は増加）	1,879	112
未払金の増減額（は減少）	3,788	1,888
未払費用の増減額（は減少）	2,051	3,460
未払消費税等の増減額（は減少）	3,179	2,414
その他	336	2,430
小計	164,245	199,094
利息の受取額	10	10
法人税等の支払額	59,318	50,291
営業活動によるキャッシュ・フロー	104,938	148,812
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,847	3,292
無形固定資産の取得による支出	18,126	28,592
投資有価証券の取得による支出	14,818	57,497
保険積立金の積立による支出	2,820	3,121
投資活動によるキャッシュ・フロー	37,612	92,503
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	-	5,140
新株予約権の発行による収入	-	43
自己株式の取得による支出	129,828	-
配当金の支払額	38,735	36,754
財務活動によるキャッシュ・フロー	168,563	31,570
現金及び現金同等物に係る換算差額	5	8
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	101,232	24,747
現金及び現金同等物の期首残高	1,153,042	1,051,809
現金及び現金同等物の期末残高	1,051,809	1,076,557

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によつてい
ます。
3. 固定資産の減価償却方法
 - (1) 有形固定資産
定率法を採用しています。
ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によつています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物附属設備 6年～18年
機械及び装置 8年～12年
工具、器具及び備品 4年～15年
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しています。
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用し
ています。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の
債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
 - (2) 賞与引当金
従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しています。
 - (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己
都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
5. 収益及び費用の計上基準
顧客との販売契約に基づく製品等を引渡す履行義務を負っております。主要な事業における履行義務を
充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。
 - (1) Eコマースサービス
基板設計・製造・部品実装で構成される基幹サービス及びハーネス部品加工等の周辺サービスについて
は、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益
の認識をしております。
 - (2) その他
電子機器を一括で受託製造するEMSサービス及び電子機器などを収めるケース(筐体)の製造サービス
については、製品の検収をもって、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、支払を
受ける権利が確定するため、検収時点で収益の認識をしております。
6. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理していま
す。
7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスク
しか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産（純額）	15,724	14,504
繰延税金資産（繰延税金負債と相殺前）	18,174	16,954

(2) 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、その主要な仮定はサービスごとの売上成長率であります。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定であるサービスごとの売上成長率は、見積りの不確実性が高く、売上高が変動することに伴い、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

将来の課税所得見積額は、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて決定しております。将来の不確実な経済状況の変動等により、これらの見積りの前提に変化が生じた場合、翌事業年度の財務諸表において認識する金額に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)

(1) 概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いを定めるものです。

(2) 適用予定日

2025年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
減価償却累計額	12,010千円	14,225千円

(損益計算書関係)

1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度19%、当事業年度20%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度81%、当事業年度80%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
役員報酬	73,781千円	94,172千円
給料手当	147,076 "	156,565 "
退職給付費用	6,889 "	7,421 "
賞与引当金繰入額	2,443 "	2,591 "
広告宣伝費	28,173 "	33,134 "
減価償却費	20,133 "	22,077 "
貸倒引当金繰入額	663 "	948 "

2 固定資産除却損の内訳

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
ソフトウェア	2,764千円	2,622千円
合計	2,764千円	2,622千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(株)	4,925,206	-	-	4,925,206

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式(株)	83,560	250,000	11,541	322,019

(変動事由の概要)

増減数の内訳は次のとおりであります。

取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加 250,000株
譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 11,541株

3. 新株予約権等に関する事項

内 訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高 (千円)
		当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度末	
ストックオプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	52

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	38,733	8.00	2022年3月31日	2022年6月28日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	36,825	8.00	2023年3月31日	2023年6月28日

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式（株）	4,925,206	61,200	-	4,986,406

（変動事由の概要）

増減数の内訳は次のとおりであります。

新株予約権の行使による増加 61,200株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式（株）	322,019	-	12,497	309,522

（変動事由の概要）

増減数の内訳は次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 12,497株

3. 新株予約権等に関する事項

内 訳	目的となる株 式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末 残高 （千円）
		当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度末	
ストックオプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	785

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	36,825	8.00	2023年3月31日	2023年6月28日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり配 当額 （円）	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	37,415	8.00	2024年3月31日	2024年6月26日

（キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	当事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
現金及び預金勘定	1,051,809千円	1,076,557千円
現金及び現金同等物	1,051,809千円	1,076,557千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金は自己資金で賄っております。一時的な余資につきましては安全性かつ流動性の高い金融商品に限定して保有しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式又は組合への出資であり、市場リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、仕入の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理（取引先の契約不履行等に係るリスク）

当社は、営業債権については与信管理規程に基づき取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況を毎月の債権会議において随時連絡しております。これにより、各取引先の回収状況の早期把握と対策を図っております。

資金調達に係る流動性リスクの管理（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）

当社は、資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

市場リスクの管理

外貨建の取引については、適時に為替レートの把握をしており、為替の影響が一定に維持できるよう管理しております。なお、現在、為替予約等為替に関するものも含めデリバティブ取引は行っておりません。

投資有価証券については、管理部門が定期的に発行体（取引企業）の財務内容を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」、「売掛金」、「電子記録債権」、「買掛金」、「未払金」、及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

なお、市場価格のない株式等は時価開示の対象としておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度	当事業年度
非上場株式	-	29,997
投資事業有限責任組合等への出資	40,498	65,996
合計	40,498	95,994

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2023年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
電子記録債権	4,620	-	-	-
売掛金	272,095	-	-	-
合計	276,715	-	-	-

当事業年度(2024年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
電子記録債権	1,286	-	-	-
売掛金	280,075	-	-	-
合計	281,362	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

すべて短期で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから記載を省略しております。

(有価証券関係)

非上場株式及び投資事業有限責任組合出資は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。
なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	前事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
非上場株式	-	29,997
投資事業有限責任組合出資	40,498	65,996
合 計	40,498	95,994

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職金規程に基づく退職一時金制度を設けており、給付額の一部を中小企業退職金共済制度からの給付額で充当しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
退職給付引当金の期首残高	13,920千円	15,640千円
退職給付費用	7,042 "	7,654 "
退職給付の支払額	427 "	2,184 "
中小企業退職金共済制度への拠出額	4,896 "	5,522 "
退職給付引当金の期末残高	15,640千円	15,588千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2023年 3月 31日)	当事業年度 (2024年 3月 31日)
非積立型制度の退職給付債務	39,134千円	42,213千円
中小企業退職金共済制度による支給見込額	23,493 "	26,625 "
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	15,640千円	15,588千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度7,042千円 当事業年度7,654千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 18名 (注)2	当社取締役 1名	当社取締役 2名 当社執行役員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 120,000株	普通株式 480,000株	普通株式 43,200株
付与日	2016年9月7日	2016年9月7日	2023年9月12日
権利確定条件	(注)3(1)	権利確定条件の定めはありません。	(注)3(2)
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2018年9月8日 至 2026年6月28日	自 2016年9月8日 至 2026年9月7日	自 2026年7月1日 至 2033年9月27日
新株予約権の数(個)(注)6	10	2	352
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(注)6	普通株式 12,000株	普通株式 2,400株	普通株式 35,200株
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)6	84	84	451
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)6	発行価格 84 資本組入額 42	発行価格 84 資本組入額 42	発行価格 451 資本組入額 226
新株予約権の行使の条件(注)6	(注)4(1)	(注)4(2)	(注)4(3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)6	-	-	(注)5

(注)1. 株式数に換算して記載しております。2016年11月10日付株式分割(1株につき600株の分割)、2019年10月1日付株式分割(1株につき2株の分割)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 従業員人数には、臨時雇用者も含まれております。
3. 新株予約権の権利確定条件は、下記のとおりです。

(1) 第1回新株予約権の権利確定条件

- a. 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することができる。
b. 新株予約権発行時において当社の取締役又は従業員であったものは、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社又は関係会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
c. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。
d. 新株予約権の譲渡又は質入等の担保設定はこれを禁止する。
e. その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

(2) 第3回新株予約権の権利確定条件

新株予約権の割り当てを受けた者は、2026年3月期から2028年3月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された売上高と親会社株主に帰属する当期純利益が、a、b、c、dに掲げる条件を満たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ当該各条件に掲げる割合の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。

- a. 2026年3月期から2028年3月期までのいずれかの期において、損益計算書に記載された売上高が3,000百万を超過した場合。
行使可能割合: 33%
b. 2026年3月期から2028年3月期までのいずれかの期において、損益計算書に記載された売上高が3,690百万を超過した場合。

行使可能割合： (a)に加算して17%

- c. 2026年3月期から2028年3月期までのいずれかの期において、損益計算書に記載された親会社株主に帰属する当期純利益が320百万を超過した場合
行使可能割合： 33%
- d. 2026年3月期から2028年3月期までのいずれかの期において、損益計算書に記載された親会社株主に帰属する当期純利益が400百万を超過した場合
行使可能割合： (c)に加算して17%。

4. 新株予約権の行使条件は、下記のとおりです。

(1) 第1回新株予約権の行使条件

- a. 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することができる。
- b. 新株予約権発行時において当社の取締役又は従業員であったものは、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社又は関係会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- c. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。
- d. 新株予約権の譲渡又は質入等の担保設定はこれを禁止する。
- f. その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

(2) 第2回新株予約権の行使条件

新株予約権の割り当てを受けた者は、本新株予約権の割当日から満期日までの期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、満期までに本新株予約権を行使しなければならない。

- a. 行使価額の50%を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
- b. 行使価額の50%を下回る価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- c. 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法並びに類似会社比較法の方法により評価された株式評価額が行使価額の50%を下回ったとき。
- d. 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額の50%を下回る価格となったとき。

(3) 第3回新株予約権の行使条件

- a. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役、執行役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- b. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- c. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- d. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 第3回新株予約権の組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、下記のとおりです。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）を行う場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
a. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
b. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から、上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3(2)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
a. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
b. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3(2)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 当事業年度末（2024年3月31日）における内容を記載しております。なお、有価証券報告書提出日の属する月の前月末（2024年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(追加情報)

「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載すべき事項をストック・オプション等関係注記に集約して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2024年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	43,200
失効	-	-	8,000
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	35,200
権利確定後 (株)			
前事業年度末	13,200	62,400	-
権利確定	-	-	-
権利行使	1,200	60,000	-
失効	-	-	-
未行使残	12,000	2,400	-

(注) 2016年11月10日付株式分割（1株につき600株の分割）、2019年10月1日付株式分割（1株につき2株の分割）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	84	84	451
行使時平均株価 (円)	457	492	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	168

(注) 2016年11月10日付株式分割（1株につき600株の分割）、2019年10月1日付株式分割（1株につき2株の分割）による分割後の価格に換算して記載しております。

2 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第1回新株予約権および第2回新株予約権

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、付与した日時点においては、当社が未公開企業であるため本源的価値によっております。また、本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定しております。

第3回新株予約権

当事業年度において付与された第3回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズモデル

主な基礎数値及び見積方法

	第3回新株予約権
株価変動性（注）1	45.31%
予想残存期間（注）2	6.38年
予想配当（注）3	1.75%
無リスク利率（注）4	0.42%

（注）1．企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」の取扱いに準じて、以下の条件に基づき算出しております。

株価情報収集期間：2017年5月19日 から 2023年9月28日まで

価格観察の頻度：週次

異常情報：該当事項なし

企業をめぐる状況の不連続的变化：該当事項なし

2．割当日：2023年9月28日

権利行使期間：2026年7月1日 から 2033年9月27日まで

なお、採用した予想残存期間については、権利行使までの期間を合理的に見積もることができないため、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間を予想残存期間として推定した。権利行使期間の中間点は2030年2月12日と計算されるので、評価対象ストック・オプションの予想残存期間を6.38年としてその公正な評価単価を算定しております。

3．直近の配当実績8円に基づき1.75%と算定しております。

4．評価基準日における償還年月日2030年2月20日の超長期国債の流通利回りであります。

3 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

4 ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	4,291千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	22,869千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	4,789千円	4,773千円
賞与引当金	748 "	793 "
未払事業税	1,838 "	1,314 "
貸倒引当金	725 "	683 "
資産除去債務	431 "	542 "
未払賞与	5,029 "	4,753 "
譲渡制限付株式報酬	3,347 "	3,023 "
減価償却費	1,183 "	- "
長期前払費用	30,623 "	30,623 "
その他	79 "	1,069 "
繰延税金資産小計	48,797 "	47,577 "
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	30,623 "	30,623 "
評価性引当額小計	30,623 "	30,623 "
繰延税金資産合計	18,174 "	16,954 "
繰延税金負債		
保険積立金	2,449 "	2,449 "
繰延税金負債合計	2,449 "	2,449 "
繰延税金資産の純額	15,724 "	14,504 "

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	0.5
住民税均等割	0.2	0.2
評価性引当額の増加	17.1	-
法人税の特別控除額	-	2.9
その他	-	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.2	28.2

(資産除去債務関係)

当社は、事務所の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

なお、当事業年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算定しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。なお、当社はプリント基板のEコマース事業の単一セグメントであります。

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
Eコマースサービス	1,978,874	1,971,947
その他	36,128	43,831
顧客との契約から生じる収益	2,015,003	2,015,779
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	2,015,003	2,015,779

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1) 履行義務に関する情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、注記事項の「重要な会計方針 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(2) 重要な支払条件に関する情報

取引の対価は、履行義務の充足時点から概ね2ヶ月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	244,171	276,715
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	276,715	281,362
契約負債(期首残高)	44	-
契約負債(期末残高)	-	-

(注) 契約負債は貸借対照表上、流動負債その他に計上しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、「収益認識会計基準」第80-22項(1)の実務上の簡便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はプリント基板のEコマース事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

売上は全てプリント基板のEコマース事業の売上高であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産は全て本邦に存在しているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客への売上高が損益計算書の売上高の10%以上を占めていないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

役員及び個人主要株主等

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	267.46円	277.66円
1 株当たり当期純利益	19.52円	20.00円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	19.26円	19.92円

(注) 1 . 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算出上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日)
1 株当たり当期純利益		
当期純利益 (千円)	92,902	93,275
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (千円)	92,902	93,275
普通株式の期中平均株式数 (株)	4,758,928	4,664,443
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益		
当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数 (株)	63,538	18,354
(うち新株予約権 (株))	(63,538)	(18,354)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	第 3 回新株予約権 (新株予約権の数 352 個 (普通株式 35,200 株))。 なお、概要は「第 5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項」の (ストック・オプション等関係) に記載のとおりであります。

2 . 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2023年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024年 3 月 31 日)
純資産の部の合計額 (千円)	1,231,208	1,299,381
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	52	785
(うち新株予約権) (千円)	(52)	(785)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	1,231,156	1,298,595
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	4,603,187	4,676,884

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累 計額又は償却累計 額(千円)	当期償却額 (千円)	差 引 当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	6,971	1,960	-	8,931	2,634	612	6,297
工具、器具及び備品	10,986	1,332	447	11,871	8,465	1,364	3,405
機械及び装置	5,395	-	-	5,395	3,125	685	2,270
有形固定資産計	23,353	3,292	447	26,198	14,225	2,661	11,973
無形固定資産							
ソフトウェア	95,630	29,191	24,585	100,236	40,281	19,615	59,955
その他	168	-	-	168	-	-	168
無形固定資産計	95,798	29,191	24,585	100,405	40,281	19,615	60,123
長期前払費用	13,616	3,865	5,264	12,217	8,979	3,930	3,237

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりです。

ソフトウェア 自社利用システム開発費用 27,424千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりです。

ソフトウェア 償却終了による減少 11,006千円

ソフトウェア 自社利用システムの一部除却 13,579千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	2,367	1,720	1,856	-	2,231
賞与引当金	2,443	2,591	2,443	-	2,591

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	
預金	
当座預金	2,652
普通預金	1,073,905
合計	1,076,557

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社日立製作所	6,411
株式会社ソミック石川	5,308
列真株式会社	4,354
浜松ホトニクス株式会社	4,140
株式会社M I	3,613
その他	256,249
合計	280,075

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{366}$
272,095	2,217,340	2,209,360	280,075	88.75	45.57

ハ．電子記録債権

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
横河電機株式会社	1,286
合計	1,286

期日別内訳

期日別	金額(千円)
2024年5月	718
6月	567
合計	1,286

二.商品

品目	金額(千円)
商品	
電子部品	9,457
合計	9,457

流動負債

イ.買掛金

相手先	金額(千円)
Shingwell Co.,Ltd.(台湾)	105,898
Songwon Corporation(韓国)	32,783
株式会社メディックス	14,221
株式会社ケイツー	11,999
RICHLYTON ELECTRONIC(HK)LIMITED(中国)	7,315
その他	41,322
合計	213,538

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	470,797	948,559	1,458,187	2,015,779
税引前四半期(当期)純利益(千円)	28,989	49,621	76,913	129,872
四半期(当期)純利益(千円)	19,913	34,029	52,488	93,275
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	4.30	7.32	11.26	20.00

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	4.30	3.02	3.95	8.72

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に関わる手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://www.p-ban.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第21期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）2023年6月28日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2023年6月28日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第22期第1四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）2023年8月10日関東財務局長に提出

事業年度 第22期第2四半期（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）2023年11月13日関東財務局長に提出

事業年度 第22期第3四半期（自 2023年10月1日 至 2023年12月31日）2024年2月13日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書

2023年6月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2023年6月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）の規定に基づく臨時報告書

2023年12月1日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年6月25日

株式会社ピーバンドットコム

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 若山 聡 満
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田村 仁
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピーバンドットコムの2023年4月1日から2024年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピーバンドットコムの2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されており、会社は、2024年3月31日現在、貸借対照表に繰延税金資産を14,504千円計上し、損益計算書に法人税等調整額を1,219千円計上している。</p> <p>会社は、将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき繰延税金資産の回収可能性を判断している。</p> <p>将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、その重要な仮定は、サービスごとの売上成長率である。なお、会社は、当該重要な仮定について、注記事項（重要な会計上の見積り）に主要な仮定として記載している。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の評価は、主に経営者による将来の収益力に基づく課税所得の見積りに基づいており、その基礎となる将来の事業計画は、経営者の判断を伴う重要な仮定により影響を受けるものであるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>将来の収益力に基づく課税所得の見積りを含む繰延税金資産の回収可能性に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 将来の収益力に基づく課税所得の見積り及びスケジュールリングの評価</p> <p>経営者による将来の収益力に基づく課税所得の見積りを評価するため、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 繰延税金資産の回収可能性の評価にあたって実施した企業の分類の判定について、会計基準への準拠性を検討した。 将来の収益力に基づく課税所得の基礎となる将来の事業計画を入手し、事業計画策定の前提となった事項や営業方針について経営者に質問を実施した。 将来の収益力に基づく課税所得の基礎となる将来の事業計画について、取締役会によって承認された将来事業計画との整合性を検証するとともに、過年度の事業計画達成度合いに基づく見積りの精度を評価した。 将来の事業計画に含まれる重要な仮定であるサービスごとの売上成長率を考慮した将来の売上予測については、経営者に質問するとともに、過去実績からの趨勢分析及び利用可能な外部データとの比較を実施した。 スケジュールリングを検討し、スケジュールリング不能差異が評価性引当金として計上されているか検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ピーバンドットコムの2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ピーバンドットコムが2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。